

# 「地理空間情報の活用推進に関する行動計画（G空間行動プラン）」（新）

平成24年10月

地理空間情報活用推進会議

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)									
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画				
<b>1. 地理情報システム(GIS)に関する施策</b>																		
<b>(1) 社会の基盤となる地理空間情報の整備・更新</b>																		
<b>①陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進</b>																		
1	87	1. (1)① 4. (3)②	□	電子国土基本図の整備・更新	我が国の基本図である電子国土基本図を全体として最新ののものにするため、面的な更新を行うとともに、確実な情報をもつ公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、重要な施設の更新を迅速に行う。	国土交通省	国土の変化に対応しつつ、継続的に整備・更新する。	著しく変化した国土の状況に対応し、基盤地図情報等を利用しつつ電子国土基本図(地図情報)の更新を行う。また、国土の状況を表すオルソ画像を整備する。さらに、位置を検索するためのキーとなる地名情報の整備・更新を行なう。										
2	76	1. (1)① 5. (2)①	□	海域の地理空間情報の整備・提供	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備を行う。	国土交通省	状況を把握してから6ヶ月以内に整備する。	海洋調査等を行い、海洋に関する基盤情報を整備する。		○		○						
3	84	1. (1)①		衛星画像の整備・提供(ASTER)	米航空宇宙局(NASA)と調整しつつ、地球観測データの継続的な提供を行う。	経済産業省	具体的な完了時期については、米航空宇宙局(NASA)と調整しつつ、地球観測データの継続的な提供を行う。	地球観測データの継続的な提供を行う。		○	○				○			
4	85	1. (1)①		衛星画像の整備・提供(だいち)	平成25年度まで地球観測データの継続的な提供を行う。	経済産業省	具体的な完了時期については、ユーザー等と調整しつつ、地球観測データの継続的な提供を行う。	地球観測データの継続的な提供を行う。		○	○				○			
5	17	1. (1)① 4. (4) 5. (2)②	□	地球観測衛星の継続的開発、利用実証等	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)のレーザ観測機能を向上したALOS-2や、光学観測機能を向上したALOS-3、全球の土地被覆分類等を高頻度に観測する気候変動観測衛星(GCOM-C)の研究開発・打上げ・運用、及び、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を進める。また、基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、衛星観測データの利用実証を行う。	文部科学省	ALOS-2、ALOS-3、GCOM-Cの研究開発・打上げ・運用及び画像処理技術に関する研究開発を行い、リモートセンシング技術の高度化を図る。ALOS-2については平成25年度に打ち上げる。GCOM-Cについては平成28年度に打ち上げる。また、打ち上げた衛星の観測データを用いて利用実証を行い、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。	ALOS-2のフライトモデルの製造・試験を行うとともに、ALOS-3の研究を継続し、開発に向けた準備を行う。また、GCOM-Cのエンジニアリングモデル及びフライトモデルの製造・試験を行う。その他、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を行う。		○	○		○	○				
6	155	1. (1)① 4. (4)	□	次世代地球観測センサ等の研究開発	衛星搭載用ハイパースペクトルセンサの開発を行う。また、資源探査分野、農業分野、森林分野、環境分野での利用技術研究開発、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発を行う。	経済産業省	平成27年度までに空間分解能30m、バンド数185を有するハイパースペクトルセンサのフライトモデルを開発する。また、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを有効に活用するため、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林、環境等の各分野において利用技術開発を行う。また、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発、地上データ処理システム開発、センサの運用計画策定等を行う。	ハイパースペクトルセンサのフライトモデルの製造を行う。また、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林・環境分野等においてハイパースペクトルセンサのシミュレーションデータを用いて利用技術開発を行う。さらに、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発、センサの運用計画の策定等を行う。		○	○			○				
7	170	1. (1)① 4. (4)	□	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発	大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星等の研究開発等を行う。これにより、観測の高頻度化、高速処理化等を図る。	経済産業省	平成24年度までに光学分解能:0.5m未満(軌道高度:500km)、データ伝送速度:800Mbps、質量:約500kgの小型光学衛星(ASNARO)を打上げ、軌道上で機能確認を実施する。	打上げロケットとのインターフェース調整を実施し、打上げ宇宙実証を行う。		○	○							
8	80	1. (1)①		国有林における空中写真撮影	国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。	農林水産省	森林計画の樹立に併せ、概ね5年周期で主として国有林が占める地域の撮影を行う。	第4白滝等12地域の空中写真撮影を行う。										

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)							
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画		
146	新規	5.(2)② 1.(1)①	■	測量航空機による機動撮影	迅速な災害状況の把握など、測量用航空機の運用を機動的に行うとともに、SARIにより活動が活発な火山の火口地形及び風水害時の湛水域の観測等を実施する。平時においても国土の保全・管理等に重要な離島等の現況把握を行う。	国土交通省	測量用航空機の運航を機動的に行い、災害発生直後の被災状況の把握・提供を迅速に行い、災害発生時等における応急対応の実施、災害に備えた国土の保全等に資する。	迅速な災害対応、的確な情報伝達の仕組み構築に資する災害訓練等を踏まえた撮影など、測量用航空機の運航を機動的に行い、災害時の緊急撮影やSARIによる火口地形、湛水域の観測を行うとともに、平時においても国土の保全・管理等に重要な離島等の現況把握を行うため、空中写真等の撮影を実施する。							○	
9	177	1.(1)①		都市部官民境界基本調査の実施	市町村等による地籍調査の前段として、官民境界の調査を国が実施することにより、市町村等の負担を軽減し、地籍調査を一層促進する。	国土交通省	地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、都市部官民境界基本調査の成果を活用して地籍調査の推進を図る。	地籍調査の進捗が遅れている都市部等において、都市部官民境界基本調査の成果を活用して地籍調査の推進を図る。								
10	178	1.(1)①		地籍整備推進調査費補助金による地籍整備	地籍調査の進捗が遅れている都市部において、地方公共団体や民間事業者等が実施する境界情報整備の経費に対する補助を行う。	国土交通省	地籍調査の進捗が遅れている都市部において、地籍整備推進調査費補助金を活用して地籍整備の推進を図る。	地籍調査の進捗が遅れている都市部において、地籍整備推進調査費補助金を活用して地籍整備の推進を図る。								
11	94	1.(1)①		地籍調査の推進	土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図る。	国土交通省	地籍調査を全国的に推進する。	地籍調査を全国的に推進する。								
12	179	1.(1)①		山村境界基本調査の実施	高齢化や村離れ、森林の荒廃が進行し、将来の地籍調査の実施(土地境界の確認等)が困難になるおそれがある山村地域を対象に、境界情報を保全する調査を実施する。	国土交通省	土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。	土地所有者等による土地境界の確認が困難な状況となってきた山村地域において実施する。								
13	189	1.(1)①		地籍調査以外の測量成果の活用方策検討調査の実施	国土調査法に基づく大臣指定制度(第19条第5項)を活用し、地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるための効果的な方策等を検討する。	国土交通省	各分野で作成される地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるため、法務省と連携しつつ、課題を整理し、その対応策を検討する。	地籍調査以外の測量成果を登記所に備え付けるため、法務省と連携しつつ、個別分野の測量成果を対象に課題の整理やその対応策を検討する。								
14	96	1.(1)①		筆界特定の推進	不動産登記法に基づく筆界特定制度(筆界特定登記官が、関係資料や外部専門家の意見に基づき、登記された土地の境界(筆界)を適正かつ迅速に特定する手続。平成17年度に導入。)や、裁判外紛争解決手続の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決制度(ADR)も活用して、地籍の明確化を推進していく。	法務省	地籍の明確化を継続して実施する。	引き続き、筆界特定を通じて地籍の明確化に努める。								
15	132	1.(1)①		登記所備付地図作成	都市部の地図混乱地域について登記所備付地図作成作業を一層促進する。	法務省	登記所備付地図作成改・新8か年計画に基づき、登記所備付地図作成作業を引き続き実施する。	全国都市部(人口集中地域)の地図混乱地域のうち、17km <sup>2</sup> について登記所備付地図を作成する。								
16	37、45、61、64	1.(1)① 3.(1) 4.(6) 5.(2)①	□	地質情報の整備	防災(地震、火山、津波)や国土の有効利用(資源、地下利用)、環境保全(土壌、地下水)に資する為、国土およびその周辺海域の基本的な地質情報整備の推進を図る。全球デジタル地質図の作成等国際的取組に参画し、アジア地域における地質情報整備の推進に貢献する。	経済産業省	各種地質図(5万分の1地質図幅や火山地質図、地熱ポテンシャルマップ、海洋地質図等)ならびに既存の複数の地質関連データベース(活断層、火山、地質文献等)について電子化およびデータ標準化を進め、複数データの重ね合わせや関連性の検討が可能なGIS統合ポータルより発信する。達成期間5年間。	人口密集地やインフラ整備地域などの重要地域である沿岸地域や、東日本大震災による復興・復旧作業の基礎資料としての地質情報整備を目的に地形、地質、地震・津波等の地質災害履歴に関するデータ仕様の検討を行い、統合データベースを試作する。OneGeology(全地球地質図ポータル)、地球地図委員会(GGMW)等国際プロジェクトと連携して、アジア地域の地質情報整備を実施する。	○			○	○		○	

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
137	59	5.(2)① 1.(1)①	■	防災・減災に役立つ主題図データの整備・提供	防災・減災に関する各種の主題図データ(地形分類、火山防災地形分類、全国活断層帯情報等)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題図データの整備範囲を増加させる。	土地条件調査による中部圏を対象とした都市域の改変地形情報の更新、全国活断層帯情報整備等の各種主題図データの整備を行う。						
17	62	1.(1)① 3.(1)	□	地盤情報の提供	国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。	国土交通省	平成24年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。	柱状図約1.5万件の追加を行い地盤情報を拡充するとともに、柱状図位置と土地条件図との重ね合わせ表示を可能とし、地層の面的広がりを推定できるようにする。						
135	134	5.(2)① 4.(4) 1.(1)①	■	活断層調査の総合的推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布等の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成24年度までに上町断層帯、平成25年度までに警固断層帯、平成26年度までに立川断層帯の評価の高度化に資する。	SAR解析による広域地殻変動調査、活断層帯周辺に設置されたGPSを用いた観測研究を行う。		○				
18	180	1.(1)①		土地分類基本調査(土地履歴調査)	土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然地形や改変履歴に関する情報を整備した上で、災害履歴等とともにわかりやすく提供する。	国土交通省	平成31年度までに、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部において、18,000Km <sup>2</sup> の調査を実施する。	静岡・三重・奈良・大阪において、約3,700Km <sup>2</sup> の調査を実施する。						
138	183	5.(2)① 1.(1)① 4.(4)	■	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究	樹高や植生の疎密度など新たな土地被覆分類手法を構築し、土地被覆が土地の脆弱性に与える影響を評価する手法を提示してマニュアル化する。	国土交通省	平成25年度までに土地被覆分類手法を構築するとともに、評価手法の提示及びマニュアル化を行う。	土地被覆分類の試行と現地調査の比較検証から、土地の脆弱性の把握に資する土地被覆分類手法を構築する。						
49	35	3.(1) 1.(1) 3.(4)	■	特殊土地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	データベースの更新を行い、引き続きシステムを運用する。	過去5年間の特殊土地帯対策事業の実施地区の地理情報の整理(予定)。						
112	145	4.(4) 1.(1)	■	農業環境資源地点情報の整備	土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。	農林水産省	目標:「農業環境資源統合データベースシステム」の構築 達成期間:平成24年度～平成28年度	・昆虫・微生物データベース等標本情報、画像データ等の追加登録 ・各種データベースの統合に向けたメタデータ形式の整理 ・土壌情報閲覧システム等各種データベースの機能、データの追加						
19	新規	1.(1)①		湖沼湿原データの整備・更新	環境保全等の観点から湖沼湿原データ(湖底地形データ等)の整備・更新を行う。	国土交通省	当面、湖底地形データの更新を重点的に進める。	万石浦、富士五湖(西湖)で湖沼調査を実施し、湖底地形データ等の整備・更新を行う。						
20	67	1.(1)① 3.(1) 3.(4)	□	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。	環境省	2万5千分の1植生図について、平成27年3月までに国土の約7割整備・提供する。	2万5千分の1植生図については、平成25年3月までに3023面を整備し国土の64%の地域を整備し提供する。						
21	60	1.(1)① 5.(1)	□	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。	国土交通省	国土政策上の必要性に応じ、情報を整備・更新する。	国土数値情報を整備・更新するとともにデータをインターネットで提供する。						
22	68	1.(1)①		国有林における数値地図情報の更新	国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。	農林水産省	森林計画の樹立に併せ、概ね5年周期で国有林の地図情報を更新する。	留萌森林計画区など全国30森林計画区等の地図情報を更新する。						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
78	77	3.(4) 5.(2)① 1.(1)① 5.(1)	■	統計GISの拡充	政府統計の一元的な提供を行う「政府統計の総合窓口」(e-Stat)上の「地図で見える統計(統計GIS)」を継続的に運用し、各府省が保有する地域統計及び境域情報の整備を行い、「地図で見える統計」(統計GIS)により提供する。	総務省 関係府省	継続的に実施する。	システムの運用を継続的に実施し、新たに平成22年国勢調査の小地域及び世界農林業センサス並びに人口動態調査、平成21年経済センサス-基礎調査の統計情報を提供予定。						
23	88	1.(1)①		道路関係図面の電子化	道路工事完成図等作成要領に基づく道路関係図面の電子化を進める。	国土交通省	データの整備・蓄積を進める。	道路工事完成図等作成要領に基づき、道路関係図書の電子化を進める。						
95	105	4.(1) 1.(1)①	■	国土交通地理空間情報プラットフォームの構築	国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームを整備・更新して、省内外で広く共有するための仕組みを構築する。	国土交通省	平成21年度までに先駆的導入を行ったことを受け、段階的な普及を図る。	利用拡大に向け、さらなる重ね合わせ情報の拡充を図るほか、よりスムーズな情報発信が可能な環境を構築し、本格的な普及を目指す。						
<b>②電子地図の基準となる基盤地図情報等の整備・更新</b>														
24	90	1.(1)②		基盤地図情報の更新	電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準である基盤地図情報の更新を行う。	国土交通省	継続的に更新する。	地方公共団体が整備する都市計画基図をもとに面的更新を行うとともに、公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、国土管理上重要な公共施設について、工事図面のCADデータ等を活用し新規供用に合わせて更新を行う。	○					
25	新規	1.(1)②		基盤地図情報のより質の高い整備・提供に向けた検討	国土地理院が提供する基盤地図情報について、ユーザーニーズや利用実態等を踏まえて、整備項目や整備方針の見直しに向けた検討を実施する。	国土交通省	平成26年度までに、基盤地図情報のより質の高い整備・提供に向けて実施すべき具体的方策を示す。	全体計画の検討及び翌年度以降の調査・検討のための課題整理等を実施する。	○					
26	98	1.(1)②		セミ・ダイナミック補正の推進	基準点測量を計画的に実施するとともに、セミ・ダイナミック補正(基準点測量の結果から地殻変動の影響を取り除く方法)を推進する。	国土交通省	セミ・ダイナミック補正に必要な地殻変動補正パラメータを作成し毎年公開する。	2012年度版地殻変動補正パラメータ SemiDyna2012.parを公開する。						
27	100	1.(1)②		インテリジェント基準点の整備の推進	基準点にICタグを付加したインテリジェント基準点の整備・導入を順次回り、その普及啓発活動や関係機関に対する技術的支援を行い、基準点の維持管理及び活用的高度化に努める。	国土交通省	平成30年度末までに高度地域基準点2,400点のインテリジェント化を図るとともに、公共基準点への導入を推進する。	高度地域基準点40点のインテリジェント化を行う。						
28	150	1.(1)② 2.(3) 5.(2)① 5.(2)②	□	GNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握	全国の電子基準点において、従来のGPSに加えて準天頂衛星やグロナスなど新たな衛星測位システム(GNSS)の連続観測を行い、これらの観測データを提供して公共測量などの各種測量の効率的な実施や、地理空間情報サービス産業の発展に寄与する。また観測データをリアルタイムで解析するシステムを構築して全国の地殻変動の即時把握を行い、津波の高さの予測への貢献や、地震による沿岸域の地盤沈下情報の提供など、国民の安心・安全に寄与する。さらに国際GNSS事業に参加し、観測データの解析に必要な精密暦(衛星の位置情報)の作成に寄与する。	国土交通省	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した中央局解析系をH28年までに構築し、地殻変動の監視を強化する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した、GNSSに対応した中央局解析系をH28年までに構築して、地殻変動を即時に把握する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	○		○	○	○	○

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
29	101	1. (1)②		離島の位置情報基盤整備	海洋を含む国土の総合的な管理の観点から、遠隔の離島における基準点の設置、維持、管理を実施していく。	国土交通省	平成20年度から平成21年度までに当初目標の3島について基準点を整備した。平成22年度から平成24年度末までに基準点が未設置の離島のうち3島について基準点を整備する。	基準点が未設置の離島のうち、1島について基準点を整備する。				○		
126	185	4. (6) 1. (1)② 4. (4)	■	VLBI観測の推進	我が国の位置情報基盤を安定かつ高精度に維持し、複数プレートの重なり合う日本周辺地域の地殻変動監視、基準点網の構築、地球姿勢の観測等を実施する。	国土交通省	国際VLBI事業(IVS)の観測計画に基づき、各観測局においてVLBI観測を実施する。	各観測局において定期的にVLBI観測を実施する。						
<b>(2)高度活用のための新たな基盤の整備</b>														
<b>①地名等の地理識別子の体系的な整備とコード化の推進</b>														
30	53	1. (2)①		地理識別子(住所等)のコード化と付与	地理空間情報の活用を拡大し、更に高度に活用するため、住所等の地理識別子についてそのコード化と付与を行う。	国土交通省	住所、信号交差点、島等のコード付与を実施し、継続的に維持管理する。	住所、信号交差点について仕様案に基づくコードを付与する。また、島等のコードについて仕様の検討を行う。				○		
31	75	1. (2)①		街区レベル位置参照情報等の更新・提供	街区レベル位置参照情報及び大字・町丁目レベル位置参照情報を更新する。	国土交通省	毎年度更新する。	街区レベル位置参照情報及び大字・町丁目レベル位置参照情報を更新する。						
<b>②場所を表す新たな仕組みや基盤の整備</b>														
32	187	1. (2)②		場所情報コードの活用推進	場所情報コード・位置情報点を共通の基盤として整備・利用するために必要なガイドラインを策定し、新たな位置情報サービスの創出を推進する。	国土交通省	平成23年度末までにガイドライン案を取りまとめ、平成24年度にガイドライン案の有効性を検証するとともに、必要に応じ関係機関等に対する技術的支援を行う。	平成23年度に取りまとめたガイドライン案の有効性を検証する。	○					
125	41(1)	4. (6) 1. (2)② 1. (2)③	■	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における識別子であるPI(Place Identifier)の標準化を図る。 ・屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化を図る。	・PIを国際標準化する。 ・屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化に向けた調査・調整を行う。						
<b>③屋内外シームレス位置情報基盤の整備</b>														
33	新規	1. (2)③ 4. (2)②	□	地理空間情報のサービス利活用のためのガイドライン整備	屋内外でのシームレスな測位を活用した位置情報サービスの展開を進めるためにガイドラインを整備する。	経済産業省	平成23年度まで行われた屋内空間におけるサービスモデルの実証を踏まえ、屋内空間でサービスを行うために必要な処理やセキュリティ対策、個人情報保護等の注意事項を整理しガイドラインを作成する。	ガイドライン(手引き)の作成を行う。	○					
34	15	1. (2)③ 4. (4)	□	屋内外シームレス測位環境の構築のための環境整備	衛星測位システム受信機をそのまま屋内測位にも利用可能とするIMES(Indoor Messaging System)を活用した屋外～屋内を問わないシームレス測位環境の構築に寄与するため、平成24年度までJAXAが、IMESの技術仕様の維持、更新を行う。	文部科学省	準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書(1.4版)の付録に記載されているIMESの技術仕様について、平成24年度までJAXAが維持、更新を行う。	準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書(1.4版)の付録に記載されているIMESの技術仕様について、必要に応じて更新を実施する。		○				
125	41(1)	4. (6) 1. (2)② 1. (2)③	■	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における識別子であるPI(Place Identifier)の標準化を図る。 ・屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化を図る。	・PIを国際標準化する。 ・屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化に向けた調査・調整を行う。						
35	184	1. (2)③ 4. (4)	□	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発	公共的屋内空間について、避難計画の策定等に必要となる三次元GISデータの基本的な仕様案を作成する。また、既存の設計図面等をGISデータに結合させることで、三次元GISデータを簡便に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。	国土交通省	平成25年度までに基本的な仕様案と既存資料を活用した効率的な三次元GISデータの作成方法に関するマニュアル案を作成する。	直接測量を行い、平成23年度に試作したデータの位置精度の検証を行う。また利用できる既存資料の限られる公共的屋内空間を対象に三次元GISデータを試作する。	○					

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)						
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画	
<b>2. 衛星測位に関する施策</b>															
<b>(1) 実用準天頂衛星システムの整備の推進等</b>															
36	126	2. (1)		準天頂衛星初号機による実証実験等	準天頂軌道の衛星システム計画に関し、平成22年度に打ち上げた準天頂衛星初号機について、関係省庁、関係機関等による実証実験等を行う。	内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 関係府省	準天頂衛星初号機の実証実験等を平成24年度までに行い、単独搬送波位相測位(PPP)技術を確立する。	複数GNSS対応の観測局ネットワークの拡充を図り、その観測データにより推定した軌道・クロックを用いて、単独搬送波位相測位(PPP)実証実験等を行い、PPP技術を確立する。		○	○				
37	127	2. (1)		準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書の公開等	準天頂衛星システム(QZSS)に対応するユーザ受信端末(カーナビ、携帯電話等)やユーザアプリケーションの開発に必要なQZSSと利用者間のインタフェース、要求されるサービス性能の仕様などをユーザに対して提供する「準天頂衛星システムユーザーインターフェース仕様書」の維持、更新を行う。	内閣府 文部科学省	準天頂衛星システムユーザーインタフェース仕様書(1.4版)について、必要に応じて更新を実施する。	準天頂衛星システムユーザーインタフェース仕様書(1.4版)について、必要に応じて更新を実施する。		○					
38	新規	2. (1) 2. (2) 2. (3)	□	実用準天頂衛星システム事業の推進	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、準天頂衛星システムは、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資するものであり、我が国として、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むこととする、とされたことを踏まえ、測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)及び測位の精度や信頼性を向上させる補強機能を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用する。	内閣府	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指す。	事業の着手		○	○			○	
40	195	2. (2) 2. (1) 2. (3)	■	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	準天頂衛星を含む複数の衛星測位システム(マルチGNSS)のデータを統合的に利用し、短時間に高精度に位置情報を取得し、測量等に適用するための技術開発及び標準化を実施する。	国土交通省	平成26年度までに、マルチGNSSの解析技術等を開発、検証し、公共測量等に適用するための高精度測位技術の標準化を行う。	・複数周波数及び異なる衛星系の信号組合せ手法(アルゴリズム)の開発を行う。 ・マルチGNSS解析システムの詳細設計及びプロトタイプ開発を行う。 ・GNSS模擬データ生成システムの改良を行う。		○	○				
<b>(2) 実用準天頂衛星システム等の利活用の促進</b>															
39	新規	2. (2)		実用準天頂衛星システム等の利活用の促進	各分野において産業界との連携を図りつつ、アプリケーションの開発などを通じ、実用準天頂衛星システム等の利活用を積極的に推進する。	内閣府 関係府省	2010年代後半が目途の実用準天頂衛星システムの開発・整備に合わせて、その利活用を推進する。	事業の着手に合わせて、利活用を推進する。		○	○			○	

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
38	新規	2. (1) 2. (2) 2. (3)	■	実用準天頂衛星システム事業の推進	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、準天頂衛星システムは、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資するものであり、我が国として、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むこととする、とされたことを踏まえ、測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)及び測位の精度や信頼性を向上させる補強機能を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用する。	内閣府	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指す。	事業の着手		○	○		○	
65	125	3. (2) 2. (2)	■	衛星航法による航空機精密進入の高信頼化技術に関する研究開発	GNSSの信号は、電離圏異常等の電波障害の影響で一時的に利用できなくなる可能性があることを踏まえ、航空機の安全運航のため、慣性航法装置等の機上装置を用いた補強による高信頼化技術の研究開発を行う。	文部科学省	平成26年度までに、衛星航法と慣性航法装置との複合による高信頼化技術を開発し、実際の電離圏異常環境で性能評価を行い、航空機の精密(曲線)進入による就航率の向上に寄与できることを実証する。	電離圏異常環境での測位衛星(GPS、GLONASS、QZS)のデータを取得・解析し、精度劣化等の影響を評価する。GBAS曲線進入の飛行実験を行う。						
40	195	2. (2) 2. (1) 2. (3)	□	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	準天頂衛星を含む複数の衛星測位システム(マルチGNSS)のデータを統合的に利用し、短時間に高精度に位置情報を取得し、測量等に適用するための技術開発及び標準化を実施する。	国土交通省	平成26年度までに、マルチGNSSの解析技術等を開発、検証し、公共測量等に適用するための高精度測位技術の標準化を行う。	・複数周波数及び異なる衛星系の信号組合せ手法(アルゴリズム)の開発を行う。 ・マルチGNSS解析システムの詳細設計及びプロトタイプ開発を行う。 ・GNSS模擬データ生成システムの改良を行う。		○	○			
<b>(3)実用準天頂衛星システムの海外展開と国際協力の推進等</b>														
41	新規	2. (3)		実用準天頂衛星システムの海外展開と国際協力の推進等	実用準天頂衛星システムの海外展開を推進するため、産業界と連携を図りながら、国際標準化等の環境整備を進めつつ、実用準天頂衛星システムの測位信号の監視局の設置・運用、人材育成、アジア太平洋地域に共通する人口密集、交通渋滞、地震や津波などの自然災害等の課題に対応する実用準天頂衛星システムを用いた各種アプリケーション等に関する国際協力を総合的に進める。	内閣府 関係府省	2010年代後半が目途の実用準天頂衛星システムの開発・整備に合わせて、関連する海外展開と国際協力を推進する。	事業の着手に合わせて、海外展開と国際協力を推進する。		○	○		○	
38	新規	2. (1) 2. (2) 2. (3)	■	実用準天頂衛星システム事業の推進	「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」(平成23年9月30日閣議決定)において、準天頂衛星システムは、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資するものであり、我が国として、実用準天頂衛星システムの整備に可及的速やかに取り組むこととする、とされたことを踏まえ、測位衛星の補完機能(測位可能時間の拡大)及び測位の精度や信頼性を向上させる補強機能を有する実用準天頂衛星システムを開発・整備・運用する。	内閣府	2010年代後半を目途にまずは4機体制を整備し、将来的には持続測位が可能となる7機体制を目指す。	事業の着手		○	○		○	



整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
42	121	2. (3)		日米GPS全体会合	1998年の日米首脳声明に従い定期的に開催されるGPSの利用に関する重要事項を検討・討議するための会合を開催する。	外務省 内閣府 関係府省	引き続き会合を開催し、必要な調整を行っていく。	第10回日米GPS全体会合を我が方で開催する予定。						
43	122	2. (3)		国際衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムへの参画	国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)において設立された衛星航法システムに関する国際委員会(ICG)及びGNSSシステムプロバイダーフォーラムに引き続き参加するとともに、米国等との協力を進め、GNSSの開発及び利用における国際連携、他国のGNSSとの共存性・相互運用性の向上への取組を一層進める。	外務省 内閣府 関係府省	2010年代後半が目途の実用準天頂衛星システムの開発・整備に合わせて、引き続き参画していく。	11月の第7回ICG会合(北京)等へ参加し、情報収集を行うとともに、連携を深める。						
28	150	1. (1)② 2. (3) 5. (2)① 5. (2)②	■	GNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握	全国の電子基準点において、従来のGPSに加えて準天頂衛星やグロナスなど新たな衛星測位システム(GNSS)の連続観測を行い、これらの観測データを提供して公共測量などの各種測量の効率的な実施や、地理空間情報サービス産業の発展に寄与する。また観測データをリアルタイムで解析するシステムを構築して全国の地殻変動の即時把握を行い、津波の高さの予測への貢献や、地震による沿岸域の地盤沈下情報の提供など、国民の安心・安全に寄与する。さらに国際GNSS事業に参加し、観測データの解析に必要な精密暦(衛星の位置情報)の作成に寄与する。	国土交通省	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した中央局解析系をH28年までに構築し、地殻変動の監視を強化する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した、GNSSに対応した中央局解析系をH28年までに構築して、地殻変動を即時に把握する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	○		○	○	○	○
40	195	2. (2) 2. (1) 2. (3)	■	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	準天頂衛星を含む複数の衛星測位システム(マルチGNSS)のデータを統合的に利用し、短時間に高精度に位置情報を取得し、測量等に適用するための技術開発及び標準化を実施する。	国土交通省	平成26年度までに、マルチGNSSの解析技術等を開発、検証し、公共測量等に適用するための高精度測位技術の標準化を行う。	・複数周波数及び異なる衛星系の信号組合せ手法(アルゴリズム)の開発を行う。 ・マルチGNSS解析システムの詳細設計及びプロトタイプ開発を行う。 ・GNSS模擬データ生成システムの改良を行う。		○	○			

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)									
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画				
<b>3. 地理空間情報を活用した様々な取組の進展と深化につながる施策</b>																		
<b>(1)国土の利用、整備及び保全の推進、災害に強く持続可能な国土の形成</b>																		
44	174	3.(1) 4.(4)	□	高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術の開発	デジタル空中写真撮影や航空レーザ計測等の次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析や、山地災害発生時の影響度の推測を行うための技術開発を実施し、施策展開に向けた実用化を図る。	農林水産省	平成24年度までに、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い森林測量及びデータ解析に関する技術を開発する。	これまでに開発した、立体視プログラムや半自動林相区分プログラムを完成させ、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い森林測量及びデータ解析技術の開発を完了する。										
45	36	3.(1) 3.(4)	□	国有林地理情報システムの運用	国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。	農林水産省	引き続き運用する。	森林GISを各種調査など現場業務に活用し、国有林野の管理経営を効率的に行う。										
46	190	3.(1) 3.(4)	□	Web連携型国有林地理情報システムの整備	現行の国有林地理情報システムの機能補完を行い、民有林と森林情報の共有化による図面計画の作成や情報公開等に対応したシステム整備を実施する。	農林水産省	システムの改良を図りつつ、運用を行う。	システムの改良を図りつつ、民有林との連携事業等に活用し、国有林野の管理経営を効率的に行う。										
47	120	3.(1) 3.(4)	□	都道府県における森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成28年度までに新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度に対応した森林所有者情報を管理できるシステムの整備を完了。	新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度に対応したシステム整備に対して支援。										
20	67	1.(1)① 3.(1) 3.(4)	■	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。	環境省	2万5千分の1植生図について、平成27年3月までに国土の約7割整備・提供する。	2万5千分の1植生図については、平成25年3月までに3023面を整備し国土の64%の地域を整備し提供する。										
16	37、45、61、64	1.(1)① 3.(1) 4.(6) 5.(2)①	■	地質情報の整備	防災(地震、火山、津波)や国土の有効利用(資源、地下利用)、環境保全(土壌、地下水)に資する為、国土およびその周辺海域の基本的な地質情報整備の推進を図る。全球デジタル地質図の作成等国際的取組に参画し、アジア地域における地質情報整備の推進に貢献する。	経済産業省	各種地質図(5万分の1地質図幅や火山地質図、地熱ポテンシャルマップ、海洋地質図等)ならびに既存の複数の地質関連データベース(活断層、火山、地質文献等)について電子化およびデータ標準化を進め、複数データの重ね合わせや関連性の検討が可能なGIS統合ポータルより発信する。達成期間5年間。	人口密集地やインフラ整備地域などの重要地域である沿岸地域や、東日本大震災による復興・復旧作業の基礎資料としての地質情報整備を目的に地形、地質、地震・津波等の地質災害履歴に関するデータ仕様の検討を行い、統合データベースを試作する。OneGeology(全地球地質図ポータル)、地球地図委員会(CGMMW)等国際プロジェクトと連携して、アジア地域の地質情報整備を実施する。	○		○	○	○					
17	62	1.(1)① 3.(1)	■	地盤情報の提供	国土交通省の持つ地質情報について引き続き、データの整備を進め、順次公開を行うとともに関係機関と共有化を図る。	国土交通省	平成24年度についても引き続きデータの整備を進め、順次公開を行う。	柱状図約1.5万件の追加を行い地盤情報を拡充するとともに、柱状図位置と土地条件図との重ね合わせ表示を可能とし、地層の面的広がりを推定できるようにする。										
48	116	3.(1) 3.(4)	□	国土政策等への地理空間情報の活用	国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」を運用する。	国土交通省	データベースを充実させ、引き続き運用する。	各種統計データの追加収録										
49	35	3.(1) 1.(1) 3.(4)	□	特殊土壌地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	データベースの更新を行い、引き続きシステムを運用する。	過去5年間の特殊土壌地帯対策事業の実施地区の地理情報の整理(予定)。										

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
50	139	3.(1) 3.(4)	□	有害生物被害防止対策	有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供(PDF)と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で、漁業関係者等に提供する。(G空間に係る事業は平成24年度で終了)	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で、漁業関係者等に提供する。(G空間に係る事業は平成24年度で終了)						
51	169	3.(1)		衛星画像を活用した損害評価方法の確立	水稲共済について、衛星画像及びGISデータを活用した損害評価方法の確立を図る。	農林水産省	平成25年度以降、条件が整った地域から順次、衛星画像を活用した損害評価方法を導入する。	衛星画像の波長データから水稲作付耕地の収量を推計するための式(収量推計式)の精度向上を図るとともに、当該損害評価方法の試行運用を実施。			○			
52	191	3.(1)		口蹄疫防疫マップの運用	平成23年度に開発した口蹄疫防疫マップシステムの運用に当たり、口蹄疫以外の家畜疾病の防疫対応にも活用し、当該疾病の発生時に発生農場周辺に所在する農場の位置、家畜の飼養頭数、畜産関係施設等を迅速に把握することにより、迅速かつ適切な防疫措置の計画策定・実行に資する。	農林水産省	平成24年度中に家畜防疫マップシステムの本格運用を開始する。	防疫マップに必要な農場の位置情報や飼養状況等の情報を入力する。						
53	199	3.(1)		操業管理適正化	我が国遠洋漁船の操業秩序確保の観点から、VMS(船舶位置測定システム)を活用した操業位置の監視及び漁獲報告との整合性の確認を行う。	農林水産省	かつお・まぐろ類資源管理を行う各地域漁業管理機関の決議遵守のためのシステムであり、必要に応じて随時システムの改修を行う。	既に遠洋漁船のVMSの登録は全船実施(達成)しており、平成24年度は引き続き地域漁業管理機関等の決議を遵守するため管理運用を図る。						
54	200	3.(1)		VMSシステム開発及び設置	大中型まき網漁業等の操業の透明性を確保することにより、漁業調整の円滑化と漁業取締の効率化を図る観点から、「VMS(船舶位置測定システム)」の実用化に必要な実証試験を継続実施する。	農林水産省	VMS装置の搭載については、平成24年8月の大中型まき網漁業等の許可の一斉更新において、義務化予定であることから、実証試験を継続し、運用上の問題点を抽出・整理し適切な対策等を行う。	開発した船舶位置監視(VMS)システムの実用化に必要な、運用上の問題点の抽出・整理を行うため実証試験を継続実施。				○		
<b>(2)安全・安心で質の高い暮らしの実現</b>														
55	130	3.(2)		110番通報における位置情報通知システムの運用	衛星測位を用いた携帯電話からの110番通報における位置情報通知システムを運用する。	警察庁	位置情報通知システムの運用を継続する。	位置情報通知システムの運用を継続する。						
56	147	3.(2)		海上保安庁における緊急通報118番(位置情報等)の受付体制	緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において地理空間情報を利用する。	国土交通省	引き続き、緊急通報118番(位置情報等)の受付体制の運用において地理空間情報の利用を継続する。	継続利用						
57	151	3.(2)		携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進	衛星測位を用いた携帯電話からの119番通報における発信位置情報通知システムの導入促進を図る。	総務省	引き続き、消防本部において、携帯電話からの119番発信位置情報通知システムの導入を図る。	消防本部における位置情報通知システムの導入を図る。						
58	33	3.(2)		犯罪情報分析におけるGISの活用	犯罪統計、犯罪手口等の情報を電子地図上に表示し、他の様々な情報を組み合わせるなどして犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査(犯行予測に基づき捜査員を先行配置して検挙する捜査)等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。	警察庁	情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。	情報分析支援システム(CIS-CATS)を積極的に活用する。						
59	129	3.(2)		捜査員の位置情報の把握への衛星測位の活用	捜査員の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位の利用を継続する。	衛星測位の利用を継続する。						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)							
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画		
60	新規	3.(2)		地域警察官の位置情報の把握への衛星測位の利用	地域警察官の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	全国で運用中の地域警察デジタル無線システム(地域警察官の位置情報の把握に衛星測位を利用)を継続して活用する。	地域警察デジタル無線システムを継続して活用する。								
61	新規	3.(2) 4.(4)	□	犯罪情勢の時間的・空間的変化の分析手法及び犯罪抑止対策の評価手法の開発	犯罪情勢や地域環境の変化を的確に把握する時空間分析手法と、街頭防犯カメラの設置など地区単位で実施される犯罪抑止対策の評価手法を開発する。	警察庁	平成28年度までに、空間データベースシステムを整備し、犯罪情勢の時空間分析手法と、犯罪抑止対策の評価手法を開発する。	現行の空間分析手法の問題点を洗い出し、犯罪被害リスクの時間的・空間的分析手法を導入する							○	
62	131	3.(2)		自衛隊による衛星測位の利用	自衛隊の効率的かつ効果的な運用に衛星測位を活用する。	防衛省	自衛隊の効率的かつ効果的な運用に衛星測位を活用する。	自衛隊の効率的かつ効果的な運用を可能にするため装備品等に衛星測位を用いる。								
63	108	3.(2) 3.(4)	□	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警察庁	交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用を行う。	交通規制情報管理システムの運用について一部変更を実施する。								
64	新規	3.(2)		プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化	プローブ情報は、従来の路側感知器から収集する交通情報を大幅に補完するものであり、これを利用して信号制御の高度化や交通情報の充実等を行い、交通管制システムの高度化を図ることを目的とし、平成21年度から4箇年計画で実施しているもの。	警察庁	当該施策は、平成21年からの4箇年のモデル事業として実施しており、平成24年度に効果測定を行う。	当該モデル事業の効果測定を実施する。	○	○						
65	125	3.(2) 2.(2)	□	衛星航法による航空機精密進入の高信頼化技術に関する研究開発	GNSSの信号は、電離圏異常等の電波障害の影響で一時的に利用できなくなる可能性があることを踏まえ、航空機の安全運航のため、慣性航法装置等の機上装置を用いた補強による高信頼化技術の研究開発を行う。	文部科学省	平成26年度までに、衛星航法と慣性航法装置との複合による高信頼化技術を開発し、実際の電離圏異常環境で性能評価を行い、航空機の精密(曲線)進入による就航率の向上に寄与できることを実証する。	電離圏異常環境での測位衛星(GPS、GLONASS、QZS)のデータを取得・解析し、精度劣化等の影響を評価する。GBAS曲線進入の飛行実験を行う。								
66	148	3.(2)		衛星測位を利用した航空交通の安全確保及びサービス向上	航空交通の安全確保及び効率性向上のため、運輸多目的衛星(MTSAT)を用いた衛星航法補強システムを運用し、国際民間航空機関(ICAO)基準に準拠したGPS補強情報を提供する。	国土交通省	衛星航法補強システムの運用を継続する。	衛星航法補強システムの運用を継続する。								
67	149	3.(2)		衛星測位を利用した海上交通の安全確保	船舶交通の安全確保のため、全国に配置したディファレンシャルGPS局からGPSの補強情報を提供する。	国土交通省	引き続き、ディファレンシャルGPS局の運用を継続する。	ディファレンシャルGPS局の運用を継続する。								
68	197	3.(2)		障害に強い(ロバストな)位置情報のための地域的測位衛星の高度利用	米国のGPSの一部または全部が停止した場合を想定して、我が国が保有する準天頂衛星及びMSASIにより位置の測定を行う方式の利用精度、利用可能性について検討、実証する。(宇宙利用促進調整委託費により実施)	文部科学省 国土交通省	米国のGPSの一部または全部が停止した場合の性能解析、実証実験を平成24年度まで実施する。	米国のGPSに対するバックアップシステムとして、静止衛星及び準天頂衛星による位置測定の性能解析を実施する。また、マルチシグナル(2周波)測位の実証実験を行う。								
69	新規	3.(2) 4.(4)	□	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究	携帯電話、プローブカーや交通系ICカードから取得できる人の移動情報を蓄積・共通化・分析できるプラットフォームを研究する。	国土交通省	平成26年度末までに、人の移動情報を収集・共通化・分析できるプラットフォームを整備する。	異なる複数の人の移動情報を組合せた分析方法、効果的な可視化方法および交通計画等の施策へ適用方法を検討する。	○	○					○	

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)						
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画	
70	新規	3.(2)		交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進	鉄道・自動車等の各輸送モードにおける制御・管理システムの技術的要件を整理・検討し、これまで開発されている技術の成果・課題を把握し、他の輸送モードへの応用の可能性を有するものを見出し、これらの輸送モード間で応用・共通化を図るための技術的検討を行う。	国土交通省	平成26年度までに、交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発を実施する。	各輸送モードにおける制御・管理システムの技術的要件を整理・検討し、輸送モード間で応用・共通化を図るために必要となる方式の検討、実験システムの構築を行う。							○
71	新規	3.(2)		ユニバーサル社会に対応した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の推進	ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成などを進める。	国土交通省	ガイドラインに反映させる現地事業を実施する。H25までに14箇所の現地事業を実施予定。	現地事業を5箇所にて実施(H23:4箇所の実施)							○
<b>(3)新たなサービス・産業の創出</b>															
72	182	3.(3) 4.(4)	□	地理空間情報を活用した新事業の創出・展開のための産学官連携プロジェクト	公益性の高い典型的な複数のサービス分野について、新事業を創出・展開していくための共通の課題等について、ルールや仕組みづくりの検討を行い、課題解決のための地理空間情報活用のための手引きの作成を行う。	国土交通省	平成25年度に公益性の高いサービスの分野における新事業や新サービス創出のための手引きを作成する。	公益性の高い3分野について、先進地域においてサービスの試行と課題の検証を行い、手引き案の取りまとめを行う。							
73	新規	3.(3)		民間サービス利用に向けた地理空間情報と各種の公共データ利用の整理	公共データの大半が地理空間情報に結びついていることから、地理空間と関連づけることで有効的に活用できる公共データを整理すると共に民間での利活用の検討及び普及啓発を行う。	経済産業省	平成26年度までに地理空間情報に関連する公共データのカタログ作成や民間サービスに向けた検討を行うと共に、普及啓発を行う。	地理空間情報に関連する公共データのカタログ作成及び民間サービス展開のための調査を行う。							○
74	140	3.(3)		農作業の軽労化に向けた農業自動化・アシストシステムの開発	ほ場内にオペレータが入ることなく、稲麦大豆作において耕うんから収穫まで、すべてのほ場作業をロボット化する無人機械作業体系を開発する。	農林水産省	平成26年度までに、稲麦大豆作において耕うんから収穫までの一連の作業を遂行できる農作業ロボットを開発し、大規模農業から小型分散圃場への適用を可能とするシステムを開発する。	農作業ロボット作業体系に必要な要素技術の開発を行うとともに、現地適用試験を実施する。		○	○				
75	172	3.(3)		エネルギーITS推進事業	省エネルギー効果の高いITSの実用化を促進する事業において、自動運転・隊列走行に関する要素技術開発を行い、その中でGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術の開発等を行う。	経済産業省	平成24年度までに、自動運転・隊列走行に必要なGPSを用いた高度な位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術を開発する。	GPSを用いた位置測定、画像認識を用いた周辺環境認識等の要素技術の開発等を行う。							○
<b>(4)行政の効率化・高度化、新しい公共の推進</b>															
76	40	3.(4)		統合型GISに対する地方財政措置	統合型GISの整備に要する経費について地方財政措置を講じる	総務省	普通交付税及び特別交付税の地方財政措置を継続して実施する。	地方公共団体の要望を踏まえて地方財政措置を実施する。							
77	186	3.(4)		地方公共団体における地理空間情報の高度活用促進	地方公共団体等において、地理空間情報を高度に活用する個別行政ニーズに対応する人材育成プログラムを体系的に整備することにより、空間分析能力の高い人材を育成し、地理空間情報の高度な活用を促進する。	国土交通省	平成25年度までに、地方公共団体等の個別行政ニーズに対応する、地理空間情報に関する人材育成プログラムを体系的に整備する。	まちづくり、福祉等の個別行政分野をテーマとした人材育成プログラムを開発し、全国2カ所にて試行を行う。							

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
78	77	3.(4) 5.(2)① 1.(1)① 5.(1)	□	統計GISの拡充	政府統計の一元的な提供を行う「政府統計の総合窓口」(e-Stat)上の「地図で見る統計(統計GIS)」を継続的に運用し、各府省が保有する地域統計及び境域情報の整備を行い、「地図で見る統計」(統計GIS)により提供する。	総務省 関係府省	継続的に実施する。	システムの運用を継続的に実施し、新たに平成22年国勢調査の小地域及び世界農林業センサス並びに人口動態調査、平成21年経済センサス-基礎調査の統計情報を提供予定。						
79	73	3.(4)		取引価格等土地情報の整備・提供の推進	不動産市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して不動産取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行う。	国土交通省	継続的に更新・提供を行う。	継続的に更新提供を行う。						
80	72	3.(4)		国有財産情報公開システムの運用	国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。	財務省	毎年度継続的に更新し、情報提供を行う。 なお、平成22年1月から運用を開始している。	国有財産に関する一件別の情報、全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報、統計情報などについて、整備更新を行い、引き続き、閲覧・提供に供する。						
81	113	3.(4)		文化遺産オンライン構想の推進	災害等に対応した文化財保全のための位置情報システムの確立等を図る。	文部科学省	平成24年度に防災GISシステムの構築を図る。	防災GISシステムの構築を図る。						
82	65	3.(4)		環境GISの整備運用	環境の状況等に関するデータをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、データのダウンロードサービスを行う。	環境省	環境の状況等に関するデータを逐次更新する。	既存コンテンツについて、年に1回最新データの追加更新を行う。						
20	67	1.(1)① 3.(1) 3.(4)	■	生物多様性情報の整備・提供	生物多様性情報の整備を継続し、閲覧及びダウンロードによる提供を推進する。特に2万5千分の1植生図の整備、提供、GIS化の推進を図る。	環境省	2万5千分の1植生図について、平成27年3月までに国土の約7割整備・提供する。	2万5千分の1植生図については、平成25年3月までに3023面を整備し国土の64%の地域を整備し提供する。						
83	114	3.(4)		生物多様性情報システム等の整備・活用推進	生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGISによる生物多様性情報の利活用の推進を図る。	環境省	WebGISを活用したデータの提供及び多様な解析を可能とする機能の充実を進める。	各種成果についてのデジタル化・Web公開を行うなど、機能の拡充を行う。						
84	163	3.(4)		環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)の整備運用	大気汚染等の環境データを情報配信する。	環境省	環境データを逐次更新する。	今後も継続してホームページにより情報を提供していく。						
85	164	3.(4)		環境省花粉観測システム(はなこさん)の整備運用	花粉等の環境データを情報配信する。	環境省	環境データを逐次更新する。	今後も継続してホームページにより情報を提供していく。						
86	188	3.(4)		PRTRデータ地図上表示システムの運用	化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)に基づき届け出られた個別の事業所における化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量(PRTRデータ)等情報配信する。	環境省	PRTR制度に基づき届出対象化学物質の排出量及び移動量等の個別事業所単位に届出されるPRTRデータを毎年度届出情報を基に更新する。	今後も引き続きPRTR制度に基づく届出対象化学物質の公表結果を基にホームページにより情報を提供していく。						
87	新規	3.(4)		生活環境情報総合管理システムの運営	全国の騒音・振動・悪臭に係る法施行データ、事業場等の発生源データ等の総合情報データベースの整備、情報発信を行う。また、全国星空継続観察の一般参加者からの結果入力や情報公開のシステムの運用を行う。	環境省	システム運用を継続して行う。	・全国の騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等の取りまとめ、地図情報として発信。 ・全国星空継続観察の一般参加者からの結果入力や情報公開のシステム運用。						
88	新規	3.(4)		水質関連システム運営	・都道府県等からの水質の常時監視の結果報告 ・広く国民に水環境に関する情報をホームページで提供を行う水質関連のシステム運営	環境省	データを逐次更新する。システムの運用を継続して行う。	・水質関連システムの保守・管理 ・システムに関する自治体向け講習会開催						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
63	108	3.(2) 3.(4)	■	GISを活用した交通規制情報の提供	都道府県警察において管理する交通規制情報をGISで扱うため、全国統一のフォーマットによりデータベース化し、適時適切な管理を行う。このデータベース上の情報を提供することにより、カーナビゲーション装置等を通じた情報提供の高度化を可能とし、安全運転支援や適切な経路誘導等を通じて交通の安全と円滑を図る。	警察庁	交通規制情報管理システムの的確な管理及び運用を行う。	交通規制情報管理システムの運用について一部変更を実施する。						
45	36	3.(1) 3.(4)	■	国有林地理情報システムの運用	国有林における森林情報を一元的に管理する森林GISの運用等を行い、国有林野の管理経営の効率化を図る。	農林水産省	引き続き運用する。	森林GISを各種調査など現場業務に活用し、国有林野の管理経営を効率的に行う。						
49	35	3.(1) 1.(1) 3.(4)	■	特殊土壌地帯推進調査	地理情報システムを活用し、特殊土壌地帯対策の実施状況等の情報と数値地図情報との一元化を図り、実施状況等を整理したデータベースを更新する。	農林水産省	データベースの更新を行い、引き続きシステムを運用する。	過去5年間の特殊土壌地帯対策事業の実施地区の地理情報の整理(予定)。						
47	120	3.(1) 3.(4)	■	都道府県における森林GISの整備	都道府県における森林関連情報を一元的に管理する森林GISの整備を支援する。	農林水産省	平成28年度までに新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度に対応した森林所有者情報を管理できるシステムの整備を完了。	新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度に対応したシステム整備に対して支援。						
50	139	3.(1) 3.(4)	■	有害生物被害防止対策	有害生物の出現状況の把握と情報提供の実施に際し、調査船等により得た出現・予測情報を、日々の更新データ提供(PDF)と併せてGISによる提供を行い、情報利用者の利便性の高い情報として漁業関係者等に提供する。	農林水産省	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で、漁業関係者等に提供する。(G空間に係る事業は平成24年度で終了)	大型クラゲの出現情報を利用者の利便性を考慮した形で、漁業関係者等に提供する。(G空間に係る事業は平成24年度で終了)						
46	190	3.(1) 3.(4)	■	Web連携型国有林地理情報システムの整備	現行の国有林地理情報システムの機能補完を行い、民有林と森林情報の共有化による図面計画の作成や情報公開等に対応したシステム整備を実施する。	農林水産省	システムの改良を図りつつ、運用を行う。	システムの改良を図りつつ、民有林との連携事業等に活用し、国有林野の管理経営を効率的に行う。						
48	116	3.(1) 3.(4)	■	国土政策等への地理空間情報の活用	国土政策の企画・立案等のために整備されている省内向けシステム「新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)」を運用する。	国土交通省	データベースを充実させ、引き続き運用する。	各種統計データの追加収録						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)									
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画				
<b>4. 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策</b>																		
<b>(1)地理空間情報の共有と相互利用の推進</b>																		
89	新規	4.(1) 5.(1) 5.(2)②	□	地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討	各主体によって整備される様々な地理空間情報を、利用者が容易に検索し、入手・利用できる環境の整備に向けて検討を行う。また、地理空間情報の二次利用に関する考え方を整理し、情報の提供、利用、共有等に関する具体的なルールの在り方について検討する。	推進会議	我が国における地理空間情報の共有・提供を行う情報センターの構築を目指す。	地理空間情報産学官連携協議会の枠組みにおいて、地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境(G空間情報センター(仮称))の整備に向けた検討を開始する。										
90	新規	4.(1) 5.(2)②	□	地理空間情報ライブラリーの運用	国・地方公共団体が整備した測量成果等の地理空間情報を総合的に検索・入手・利用を可能とサービスを提供する。また、そのサービスの一部として政府の様々な機関の整備した地理空間情報のカタログ情報を検索できるクリアリングハウスポータルを運用する。	国土交通省	インターネットを通じて、様々な目的で活用できる地理空間情報の流通を促進し、共有を進める。	平成24年度中に地理空間情報ライブラリーを整備・運用を開始する。										
91	21	4.(1) 4.(4)	□	地球観測データ連携システムの推進(旧称GEO Gridの推進)	地理空間情報の整備・知的基盤コンテンツの拡充を図り、また、これを活用するためのプラットフォームを改良・構築、クラウド化も念頭に入れ、その実運用化を目指す。さらに、国内外の複数機関との連携を図り、衛星データ、地形や地質、重力等の国が整備している国土の基本情報の高度利用を進め、地球規模の社会問題解決や新たなビジネスモデル創出への貢献を図る。	経済産業省	地理空間情報の整備・知的基盤コンテンツの拡充と活用のためのプラットフォームを構築し、改良をしながら実運用を目指す。達成期間5年。	地球観測データ連携システムに係る開発要素に関する事前調査、基本計画。	○		○							
92	28	4.(1)		地理情報共用Webシステムゲートウェイの運用	府省横断的な地理情報の利活用を図るため、ユーザが各府省の地理空間情報を使うためのゲートウェイを運用する。	推進会議(地理情報システムワーキンググループ)	政府の主要なウェブGISサイトに接続し、継続的に運用し内容の拡充を検討する。	運用を効率的に行うため、システムの一部を改良する。										
93	70	4.(1)		防災情報提供センターによる防災情報の提供	国土交通省内の各部署が保有する防災に関する情報を集約し、防災情報提供センターホームページにより提供する。	国土交通省	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。	引き続き、ホームページによる情報提供を継続する。										
2	76	1.(1)① 5.(2)①	■	海域の地理空間情報の整備・提供	我が国の沿岸詳細基盤情報の整備を行う。	国土交通省	状況を把握してから6ヶ月以内に整備する。	海洋調査等を行い、海洋に関する基盤情報を整備する。		○		○						
94	83	4.(1)		航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実	国、地方公共団体等の保有する空中写真を、地図上でワンストップで検索できる「航空写真画像情報所在検索・案内システム」の接続機関を充実させる等の取組を行う。	国土交通省	接続機関を毎年増加させる。	接続機関を増加させる。										
95	105	4.(1) 1.(1)①	□	国土交通地理空間情報プラットフォームの構築	国土交通省が持つ様々な情報を電子地図上に整理した地理空間情報プラットフォームを整備・更新して、国内外で広く共有するための仕組みを構築する。	国土交通省	平成21年度までに先駆的導入を行ったことを受け、段階的な普及を図る。	利用拡大に向け、さらなる重ね合わせ情報の拡充を図るほか、よりスムーズな情報発信が可能な環境を構築し、本格的な普及を目指す。										
96	106	4.(1)		国土情報ウェブマッピングシステムの拡充	国土数値情報を閲覧するための国土情報ウェブマッピングシステムの提供データを拡充する。	国土交通省	引き続き運用し、毎年データの拡充を行う。	最新の国土数値情報データ(行政区画、地価公示等)を反映させる。										



整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)							
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画		
141	新規	5.(2)① 4.(1)	■	社会防災システム研究領域	国・地域・個々人の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・利活用を行うシステムを構築する。	文部科学省	平成27年度までに、平時の備えから、災害時の対応までシームレスに運用可能な、災害リスク情報の作成・統合・利活用を行うシステムを構築する。	東日本大震災対応として、被災地の災害対応等に役立つ信頼できる情報を集約・作成発信するプラットフォーム(ALL311)の運営を継続するとともに、平時の備えから、災害時の対応までシームレスに運用可能な、災害リスク情報の作成・統合・利活用を行うシステムの開発を実施する。また、地震災害に関しては、地震・津波ハザード評価手法の高度化を実施するとともに、J-SHISのポータルサイト機能を充実させる。		○					○	
97	新規	4.(1)		衛星データ利用促進プラットフォームの整備・運用	地球観測衛星で取得した衛星画像等の衛星データについては、公的利用、民間利用等の促進・拡大に資するため、様々な異なる衛星データをワンストップで統合的に検索・閲覧及び処理する機能を持つ衛星データ利用促進プラットフォームを整備・運用する。	内閣府	衛星データの公的利用や商業利用等の実利用や衛星データを使った新産業の創出等を促進するため、利用者の衛星データへのアクセスを容易にし、様々な衛星データがワンストップで統合的に検索・閲覧できるようにするとともに、データの重ね合わせや変化抽出などの処理を可能とする衛星データ利用促進プラットフォームの運用を平成24年度に開始し、平成26年度末までに段階的な整備を完了する。	横断検索機能、時系列表示機能等の整備を進め、運用を開始する。		○	○					
98	104	4.(1) 5.(2)①	□	電子国土Webシステムの機能改良と背景地図の安定的な提供	電子国土基本図を背景にした様々な地理空間情報をウェブブラウザ上で重ね合わせて利用が可能な電子国土Webシステムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の改良・拡張など利用環境向上のための取り組みを実施する。	国土交通省	引き続き電子国土Webシステムのサービスを提供するとともに、利用環境向上のための取り組みを実施する。	様々なニーズに対応した背景地図の配信や、標高情報の表示ができるよう、機能の改良をはかる。また、システムの安定的な運用のため、背景地図提供サーバのホスティングを実施する。								
<b>(2)適切な整備・流通・利用のためのルールの整備</b>																
<b>①標準化の推進</b>																
99	41(2)	4.(2)① 4.(6)	□	地理情報標準整備のための国際規格策定作業への参画	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ参画する。	国土交通省	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ参画する。	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る国際規格の策定作業に参画する。								
100	47	4.(2)①		地理情報標準の整備	最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、普及活動や技術支援を行う。 また、地理空間情報標準のJIS化に向けた検討に参画する。	国土交通省	最新のISO規格及びJIS規格に基づいて体系化した地理情報標準プロファイル(JPGIS)を適時に改訂するとともに、地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるように、普及・啓発活動を行う。 また、地理情報標準のJIS化に向けた検討に参画する。	・最新のISO規格及びJIS規格に基づき、JPGISを適時に改訂するとともに、地理情報標準が地方公共団体や民間においても使用されるように、普及・啓発のために広報活動を行う。また、地理空間情報をGML形式へ変換する技術支援ツールの検討を行う。 ・JIS原案作成へ参画する。								
<b>②個人情報の保護、データの二次利用等への配慮</b>																
101	54, 55	4.(2)②		地理空間情報の活用における個人情報の取扱い及び二次利用促進に関するガイドラインの普及啓発および具体的なルール等の整備	前基本計画において整備された「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」及び「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン」を、より実用性、具体性をもった社会的な仕組みにつなげていく。	推進会議	地理空間情報の活用における個人情報の取扱いおよび二次利用促進に関するガイドラインについて継続して普及啓発等に努めるとともに、民間事業者を含む様々な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール等について検討・整備を行う。	多様な主体の連携による地理空間情報の提供・流通等において、特に二次利用等に関する課題について把握・分析を行う。	○							

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
102	10	4.(2)② 4.(4)	□	地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究	GISの活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する課題の調査・研究を行う。	国土交通省	地理空間情報の活用における個人情報の取扱い及び二次利用促進に関するガイドラインの普及啓発等に努めるとともに、民間事業者を含む様々な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール等について検討を行う。	様々な主体における地理空間情報の流通における個人情報の取扱いに関する課題について調査・研究を行う。	○					
33	新規	1.(2)③ 4.(2)②	■	地理空間情報のサービスの利活用のためのガイドライン整備	屋内外でのシームレスな測位を活用した位置情報サービスの展開等を進めるためにガイドラインを整備する。	経済産業省	平成23年度まで行われた屋内空間におけるサービスモデルの実証を踏まえ、屋内空間でサービスを行うために必要な処理やセキュリティ対策、個人情報保護等の注意事項を整理しガイドラインを作成する。	ガイドライン(手引き)の作成を行う。	○					
<b>③国の安全への配慮</b>														
103	56	4.(2)③		国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針の策定	地理空間情報の活用推進とのバランスを取りつつ、国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針を関係者の意見を聴取した上で検討し策定する。	推進会議	国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針を策定する。	国の安全にかかわる地理空間情報を適切に取り扱うための指針を関係者の意見を聴取した上で検討する。						
<b>(3)関係主体の推進体制、連携強化</b>														
<b>①政府が一体となった施策の推進とその体制整備</b>														
104	1	4.(3)①		地理空間情報活用推進会議の運営等	地理空間情報の整備・更新・提供・流通や準天頂衛星による衛星測位システム等に係る施策を推進するため、地理空間情報活用推進会議を適切に運営する。	推進会議	地理空間情報活用推進会議を適切に運営するとともに、地理空間情報の活用推進に関する様々な課題の解決を図る。	地理空間情報活用推進会議、各ワーキンググループ及び各検討チームを適宜開催する。						
<b>②国と地方公共団体との連携・協力</b>														
105	4	4.(3)②		統合型GIS自治体連絡会議の開催	統合型GISの整備を促進するにあたって、地方公共団体と連携してセミナーを開催する。	総務省	統合型GIS自治体連絡会議を継続的に開催する。	地方公共団体において統合型GIS自治体連絡会議を開催する。						
106	3	4.(3)② 4.(3)③	□	地理空間情報活用促進のための地域連携の強化	全国の各地域において、基盤地図情報や電子国土基本図等地理空間情報の更新・活用を促進するため、国、地方公共団体のみならず産学官の連携体制の構築と連携強化を図る。	国土交通省	全国の10地域において、平成28年度まで、国、地方公共団体のみならず産学官において、地理空間情報の更新・活用促進のための連携体制の構築と連携強化を図る。 具体的には、地方公共団体の担当者を対象とした会議、産学官による会議を開催するほか、各種団体が実施するセミナー等への講師派遣、メールによる情報発信を実施し、地理空間情報の活用の有効性や新技術の動向、活用例等に関する情報共有を図る。	全国の10地域において、地方公共団体の担当者を対象とした会議、産学官による会議を開催するほか、各種団体が実施するセミナー等への講師派遣、メールによる情報発信を実施し、地理空間情報の活用の有効性や新技術の動向、活用例等に関する情報共有を図る。						
1	87	1.(1)① 4.(3)②	■	電子国土基本図の整備・更新	我が国の基本図である電子国土基本図を全体として最新のものにするため、面的な更新を行うとともに、確実な情報をもつ公共施設の整備者・管理者との連携・協力の下、重要な施設の更新を迅速に行う。	国土交通省	国土の変化に対応しつつ、継続的に整備・更新する。	著しく変化した国土の状況に対応し、基盤地図情報等を利用しつつ電子国土基本図(地図情報)の更新を行う。 また、国土の状況を表すオルソ画像を整備する。さらに、位置を検索するためのキーとなる地名情報の整備・更新を行なう。						
107	89	4.(3)②		公共測量における地方公共団体への技術的支援	地方公共団体が実施する都市計画基図などの公共測量において、新たな技術も活用し、正確かつ効率化を図るための助言を行い、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう技術的な支援を行う。	国土交通省	公共測量において、新たな技術も活用し、正確かつ効率化を図り、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう技術的な支援を行う。	公共測量において、正確かつ効率化を図れるよう、新たな技術を活用についてマニュアル整備を行い、技術的な支援を行う。						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
108	103	4. (3)②		基本測量及び公共測量の実施情報の提供	基本測量及び公共測量の実施地域や期間についてインターネットにより情報提供を行う。また、測量計画機関の連携による効率的な測量の実施を図るため、リアルタイムでの情報提供を検討する。	国土交通省	基本測量及び公共測量の実施地域や期間について、インターネット等により情報提供を行う。	基本測量及び公共測量の実施地域や期間について、申請システムとの連携を図ることにより、リアルタイムでの情報提供を行う。						
<b>③産学官の連携</b>														
109	6	4. (3)③		地理空間情報産学官連携協議会の開催	地理空間情報高度活用社会の実現に向け、広く産学官の関係者、有識者が参画する地理空間情報産学官連携協議会を開催する。	推進会議	産学官の関係者・有識者の連携、地理空間情報の相互活用体制の確立等に取り組む。	地理空間情報産学官連携協議会及び各ワーキンググループを適宜開催する。必要に応じて更なる体制の拡充を検討する。						
106	3	4. (3)② 4. (3)③	■	地理空間情報活用促進のための地域連携の強化	全国の各地域において、基盤地図情報や電子国土基本図等地理空間情報の更新・活用を促進するため、国、地方公共団体のみならず産学官の連携体制の構築と連携強化を図る。	国土交通省	全国の10地域において、平成28年度まで、国、地方公共団体のみならず産学官において、地理空間情報の更新・活用促進のための連携体制の構築と連携強化を図る。 具体には、地方公共団体の担当者を対象とした会議、産学官による会議を開催するほか、各種団体が実施するセミナー等への講師派遣、メールによる情報発信を実施し、地理空間情報の活用に関する情報共有を図る。	全国の10地域において、地方公共団体の担当者を対象とした会議、産学官による会議を開催するほか、各種団体が実施するセミナー等への講師派遣、メールによる情報発信を実施し、地理空間情報の活用に関する情報共有を図る。						
110	24	4. (3)③		地方における産学官の連携	地方において、地方公共団体、大学や民間企業等と連携したセミナー・意見交換会等を開催し、連携を図るための検討を行う。	国土交通省	地方ブロックで、国や地方公共団体、大学、民間企業等と連携を図り、セミナー・意見交換会等を開催する。	平成23年度から引き続き全国3ブロック程度でセミナー・意見交換会等を開催する。						
<b>④関係主体の連携強化による一体的かつ計画的な推進</b>														
<b>(4) 研究開発の戦略的推進</b>														
102	10	4. (2)② 4. (4)	■	地理空間情報の流通における個人情報保護、データの二次利用等の課題についての調査・研究	GISの利活用にあたっての個人情報保護、データの二次利用等の地理空間情報の提供・流通に関する課題の調査・研究を行う。	国土交通省	地理空間情報の活用における個人情報の取扱い及び二次利用促進に関するガイドラインの普及啓発等に努めるとともに、民間事業者を含む様々な主体における地理空間情報の提供・流通に関する具体的なルール等について検討を行う。	様々な主体における地理空間情報の流通における個人情報等の取扱いに関する課題について調査・研究を行う。	○					
34	15	1. (2)③ 4. (4)	■	屋内外シームレス測位環境の構築のための環境整備	衛星測位システム受信機をそのまま屋内測位にも利用可能とするIMES (Indoor Messaging System)を活用した屋外～屋内を問わないシームレス測位環境の構築に寄与するため、平成24年度までJAXAが、IMESの技術仕様の維持、更新を行う。	文部科学省	準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書(1.4版)の付録に記載されているIMESの技術仕様について、平成24年度までJAXAが維持、更新を行う。	準天頂衛星システムユーザインタフェース仕様書(1.4版)の付録に記載されているIMESの技術仕様について、必要に応じて更新を実施する。		○				

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)						
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画	
5	17	1. (1)① 4. (4) 5. (2)②	■	地球観測衛星の継続的開発、利用実証等	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)のレーザ観測機能を向上したALOS-2や、光学観測機能を向上したALOS-3、全球の土地被覆分類等を高頻度に観測する気候変動観測衛星(GCOM-C)の研究開発・打上げ・運用、及び、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を進める。また、基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、衛星観測データの利用実証を行う。	文部科学省	ALOS-2、ALOS-3、GCOM-Cの研究開発・打上げ・運用及び画像処理技術に関する研究開発を行い、リモートセンシング技術の高度化を図る。ALOS-2については平成25年度に打ち上げる。GCOM-Cについては平成28年度に打ち上げる。また、打ち上げた衛星の観測データを用いて利用実証を行い、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。	ALOS-2のフライトモデルの製造・試験を行うとともに、ALOS-3の研究を継続し、開発に向けた準備を行う。また、GCOM-Cのエンジニアリングモデル及びフライトモデルの製造・試験を行う。その他、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を行う。		○	○		○	○	
111	133	4. (4)		衛星測位を利用した人工衛星等の高精度軌道決定等	衛星測位等を利用して周回衛星等の軌道を高精度で決定するとともに、その精度の向上を図る研究を実施する。	文部科学省	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)に続き、平成25年度以降に打上げ、運用予定の周回衛星等においても、衛星測位を利用した高精度軌道決定及び精度向上のための研究を実施する。	衛星測位を利用したALOS-2の軌道決定精度向上及び軌道決定値配信時間の迅速化のための研究を推進する。			○				
91	21	4. (1) 4. (4)	■	地球観測データ連携システムの推進(旧称GEO Gridの推進)	地理空間情報の整備・知的基盤コンテンツの拡充を図り、また、これを活用するためのプラットフォームを改良・構築、クラウド化も念頭に入れ、その実運用化を目指す。さらに、国内外の複数機関との連携を図り、衛星データ、地形や地質、重力等の国が整備している国土の基本情報の高度利用を進め、地球規模の社会問題解決や新たなビジネスモデル創出への貢献を図る。	経済産業省	地理空間情報の整備・知的基盤コンテンツの拡充と活用のためのプラットフォームを構築し、改良を施しながら実運用を目指す。達成期間5年。	地球観測データ連携システムに係る開発要素に関する事前調査、基本計画。	○		○				
135	134	5. (2)① 4. (4) 1. (1)①	■	活断層調査の総合的推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布等の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成24年度までに上町断層帯、平成25年度までに警固断層帯、平成26年度までに立川断層帯の評価の高度化に資する。	SAR解析による広域地殻変動調査、活断層帯周辺に設置されたGPSを用いた観測研究を行う。		○					
134	135	5. (2)① 4. (4)	■	海底地殻変動観測技術の高度化	衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。	文部科学省	平成25年度までに海底GPSを用いた海底地殻変動観測技術の高度化を図る。	音響自動解析システム及び同時測距システムについて実海域試験を行う。自航式パイと係留観測を併用し自立観測に関する課題を洗い出す。H23補正予算で構築した観測点について自航パイと自航式パイを用いた集中観測を実施する。						○	
136	136	5. (2)① 4. (4)	■	ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究	ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。	文部科学省	平成24年度までに東北日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。	新潟県上越市などに設置した49か所の観測点において2か月(一部は6か月)程度のGPS観測を実施し、解析結果に基づいて変形過程のモデルを改良する。						○	
112	145	4. (4) 1. (1)	□	農業環境資源地点情報の整備	土壌調査、植生調査、昆虫採取及び土壌微生物等の衛星測位等による採取地点情報の整備を行い、データベース化し、時空間情報として視覚化する手法を開発する。	農林水産省	目標:「農業環境資源統合データベースシステム」の構築 達成期間:平成24年度～平成28年度	・昆虫・微生物データベース等標本情報、画像データ等の追加登録 ・各種データベースの統合に向けたメタデータ形式の整理 ・土壌情報閲覧システム等各種データベースの機能、データの追加							
113	146	4. (4)		衛星測位・無線通信技術を用いた農地への野生生物追跡技術の開発	鳥獣害予防のために、無線通信技術を用いた野生生物の接近警報及び衛星測位による精密な位置情報の取得を行う。	農林水産省	動物接近警報システム及び鳥獣害防止用電気柵の稼働状態モニタリング技術を開発する。(平成24～28年度)	現地におけるデータのメール配信技術を確立する。							

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)						
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画	
140	153	5.(2)① 5.(2)② 4.(4)	■	防災見える化の推進	災害リスク情報等の二次利用可能な地理空間データとしての流通・活用推進のために、「災害リスク情報等の見える化」として災害リスク情報の所在を明らかにする仕組みや、データ仕様の明確化・共通化等について検討する。また、「ロジスティクスの見える化」として、災害時の応急対応時の物質の輸送量や、輸送状況を把握するの仕組みについて検討する。	内閣府	平成24年度に、「災害リスク情報等の見える化」のこれまでの取組成果についての実証実験を行うとともに、「ロジスティクスの見える化」の仕組みの検討と実証実験を行う。	平成24年度に、「災害リスク情報等の見える化」のこれまでの取組成果についての実証実験を行うとともに、「ロジスティクスの見える化」の仕組みを検討と実証実験を行う。なお、実験については、社会還元加速プロジェクトタスクフォースと連携して実施する。	○						
6	155	1.(1)① 4.(4)	■	次世代地球観測センサ等の研究開発	衛星搭載用ハイパースペクトルセンサの開発を行う。また、資源探査分野、農業分野、森林分野、環境分野での利用技術研究開発、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発を行う。	経済産業省	平成27年度までに空間分解能30m、バンド数185を有するハイパースペクトルセンサのフライトモデルを開発する。また、ハイパースペクトルセンサから得られるデータを有効に活用するため、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林、環境等の各分野において利用技術開発を行う。また、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発、地上データ処理システム開発、センサの運用計画策定等を行う。	ハイパースペクトルセンサのフライトモデルの製造を行う。また、スペクトルデータベースの整備、資源、農業、森林・環境分野等においてハイパースペクトルセンサのシミュレーションデータを用いて利用技術開発を行う。さらに、ハイパースペクトルセンサデータの校正技術開発、センサの運用計画の策定等を行う。		○	○			○	
7	170	1.(1)① 4.(4)	■	小型化等による先進的宇宙システムの研究開発	大型衛星に劣らない機能、低コスト、短期の開発期間を実現する高性能小型衛星等の研究開発等を行う。これにより、観測の高頻度化、高速処理化等を図る。	経済産業省	平成24年度までに光学分解能:0.5m未満(軌道高度:500km)、データ伝送速度:800Mbps、質量:約500kgの小型光学衛星(ASNARO)を打上げ、軌道上で機能確認を実施する。	打上げロケットとのインターフェース調整を実施し、打上げ宇宙実証を行う。		○	○				
44	174	3.(1) 4.(4)	■	高精度なデジタル森林空間情報を生物多様性の保全や国土保全施策等に活用するためのデータ解析技術の開発	デジタル空中写真撮影や航空レーザ計測等の次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析や、山地災害発生時の影響度の推測を行うための技術開発を実施し、施策展開に向けた実用化を図る。	農林水産省	平成24年度までに、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い森林測量及びデータ解析に関する技術を開発する。	これまでに開発した、立体視プログラムや半自動林相区分プログラムを完成させ、デジタルデータを活用した効率的かつ精度の高い森林測量及びデータ解析技術の開発を完了する。							
114	175	4.(4)		地理空間情報を用いた景観スケールでの交雑率推定法の開発	土地利用、品種、気象条件などを含んだ圃場環境GISデータベースを構築するとともに、このデータベースを用い、水稲を対象とした地域スケールでの組み換え・非組み換え作物間の交雑率推定指標の高精度化を図る。	農林水産省	平成24年度までに指標の高精度化を図るとともに、交雑率を推定するにあたって適切な空間スケールを検討する。	交雑率推定指標を算出するグリッドサイズを変更することにより、適切な空間スケールを検討するとともに、水稲圃場の面積や形状と指標の関係を明らかにする。							
115	181	4.(4)		携帯端末を利用した農業情報作成・共有・連携システムの開発	飼料イネの収穫・調整・集荷作業や堆肥散布など各作業を円滑に進めるため、GPS搭載携帯情報端末を利用した、記録すべき項目を自由に設定できる、広域コントラクター向け作業計画・管理支援システムを開発する。	農林水産省	平成24年度までに、広域コントラクター向けの特定作業に限定した記録作成・共有システムを開発し、平成27年度までにシステム全体を完成させる。	広域コントラクター向けの特定作業に限定した記録作成・共有システムを開発する。		○					
72	182	3.(3) 4.(4)	■	地理空間情報を活用した新事業の創出・展開のための産学官連携プロジェクト	公益性の高い典型的な複数のサービス分野について、新事業を創出・展開していくための共通的な課題等について、ルールや仕組みづくりの検討を行い、課題解決のための地理空間情報活用のための手引きの作成を行う。	国土交通省	平成25年度に公益性の高いサービスの分野における新事業や新サービス創出のための手引きを作成する。	公益性の高い3分野について、先進地域においてサービスの試行と課題の検証を行い、手引き案の取りまとめを行う。							

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
138	183	5.(2)① 1.(1)① 4.(4)	■	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究	樹高や植生の疎密度など新たな土地被覆分類手法を構築し、土地被覆が土地の脆弱性に与える影響を評価する手法を提示してマニュアル化する。	国土交通省	平成25年度までに土地被覆分類手法を構築するとともに、評価手法の提示及びマニュアル化を行う。	土地被覆分類の試行と現地調査の比較検証から、土地の脆弱性の把握に資する土地被覆分類手法を構築する。						
35	184	1.(2)③ 4.(4)	■	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発	公共的屋内空間について、避難計画の策定等に必要となる三次元GISデータの基本的な仕様案を作成する。また、既存の設計図面等をGISデータに結合させることで、三次元GISデータを簡便に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。	国土交通省	平成25年度までに基本的な仕様案と既存資料を活用した効率的な三次元GISデータの作成方法に関するマニュアル案を作成する。	直接測量を行い、平成23年度に試作したデータの位置精度の検証を行う。また利用できる既存資料の限られる公共的屋内空間を対象に三次元GISデータを試作する。	○					
126	185	4.(6) 1.(1)② 4.(4)	■	VLBI観測の推進	我が国の位置情報基盤を安定かつ高精度に維持し、複数プレートとの重なり合う日本周辺地域の地殻変動監視、基準点網の構築、地球姿勢の観測等を実施する。	国土交通省	国際VLBI事業(IVS)の観測計画に基づき、各観測局においてVLBI観測を実施する。	各観測局において定期的にVLBI観測を実施する。						
61	新規	3.(2) 4.(4)	■	犯罪情勢の時間的・空間的变化の分析手法及び犯罪抑止対策の評価手法の開発	犯罪情勢や地域環境の変化を的確に把握する時空間分析手法と、街頭防犯カメラの設置など地区単位で実施される犯罪抑止対策の評価手法を開発する。	警察庁	平成28年度までに、空間データベースシステムを整備し、犯罪情勢の時空間分析手法と、犯罪抑止対策の評価手法を開発する。	現行の空間分析手法の問題点を洗い出し、犯罪被害リスクの時間的・空間的分析手法を導入する						○
69	新規	3.(2) 4.(4)	■	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究	携帯電話、ブロープカーや交通系ICカードから取得できる人の移動情報を蓄積・共通化・分析できるプラットフォームを研究する。	国土交通省	平成26年度末までに、人の移動情報を収集・共通化・分析できるプラットフォームを整備する。	異なる複数の人の移動情報を組合せた分析方法、効果的な可視化方法および交通計画等の施策へ適用方法を検討する。	○	○				○
148	新規	5.(2)② 4.(4)	■	災害救援航空機に関する情報共有・運航管理技術の研究開発	災害時において、救援航空機と対策本部等との間で、地理空間情報を活用して、災害任務発生状況や各機体の運航状況等の情報を共有化し、より迅速かつ安全な救援活動を実現するための最適運航管理システムの研究開発を進める。	文部科学省	防災関連機関との連携のもと、平成26年度までにシステムの試作開発と有効性の飛行実証を実施して技術を確認し、アビオニクス(航空機搭載電子機器)メーカー等への技術移転を行う。	最適運航管理システムの設計、試作開発を行う。		○			○	○
<b>(5)知識の普及・人材の育成等の推進</b>														
116	9	4.(5)		「G空間EXPO」の開催の検討	「G空間EXPO」の開催について産業界・学界と連携して検討する。	推進会議	産業界・学界と連携して「G空間EXPO」を継続的に開催する。	平成24年6月に「G空間EXPO2012」を開催するとともに、平成25年度の開催について検討を行う。						
117	新規	4.(5)		G空間社会の実現のための測量成果等の活用推進	国土地理院が整備・提供する様々な地理空間情報に関するプロダクト・サービスについて、その活用の裾野を広げるためのG空間EXPO等におけるユーザーフォーラム等の開催や、多様化するニーズを踏まえた活用状況等の調査による、ユーザーニーズに即した整備・提供方針の見直し等を行う。	国土交通省	平成28年度末までの基本計画期間内において、G空間EXPO等におけるユーザーフォーラム等を継続的に開催するとともに、国土地理院のプロダクト・サービスの活用状況等の調査や、各施策の効果の検証、平成29年度以降の基本計画の反映のための検討等を行う。	G空間EXPO2012において国土地理院のプロダクト・サービスの活用促進のためのフォーラムを開催する。						
118	27	4.(5)		政府のGISポータルサイトの運用	政府のGISポータルサイトを拡充強化し、地理空間情報の活用に係る国の施策やその進捗状況及び国が提供する地理空間情報やインターネットから利用できるサービスに関する情報を提供する。	推進会議(地理情報システムワーキンググループ)	GISポータルサイトを継続的に運用し、内容の拡充を検討する。	内容の拡充を図るため、コンテンツを更新する。						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
119	新規	4. (5)		地理空間情報を利用したアプリケーションの普及促進	電子国土基本図等の国土地理院が提供・配信するデータを活用し、地理空間情報の高度活用社会の形成に貢献する品質の高いアプリケーションの開発・普及の促進を行う。	国土交通省	電子国土基本図等の国土地理院が提供・配信するデータを活用した優れたGISソフトウェアとGISコンテンツを表彰する。	優れたGISソフトウェアとGISコンテンツを「電子国土賞」として表彰するとともに広く紹介する。						
120	30	4. (5)		公共測量による地理空間情報の活用を担う人材育成の推進	公共測量による地理空間情報の活用を担う人材育成を推進するために講習会等を実施するとともに、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	国土交通省	地理空間情報の活用を担う人材育成を推進するために、地方公共団体等と連携した講習会等を実施する。また、測量行政懇談会の下に設置されている測量資格制度部会の報告に基づき、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。	公共測量の計画機関や作業機関等の担当者及び技術者等を対象に講習会等を実施する。また、測量技術者にかかる資格制度について検討を行う。						
121	158	4. (5)		初等中等教育における地理空間情報及びGISの活用及び啓発の推進	教育分野への地理空間情報及びGISの活用を推進するため、初等中等教育向け研修プログラムをホームページで公開するとともに、普及啓発を推進する。	国土交通省	平成24年度に初等中等教員向け研修プログラムをホームページで公開するとともに、G空間EXPO等を通して教育分野での地理空間情報及びGISの活用及び啓発を推進する。	GIS研修プログラムをホームページで公開する。さらに、G空間EXPO2012におけるミニレクチャーや展示等を通して普及啓発を行う。						
<b>(6)海外展開、国際的な取組との連携</b>														
122	42	4. (6)		地球規模の地理空間情報管理の推進	「地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門委員会(UNCE-GGIM)」、「国連アジア太平洋地域地図会議(UNRCC-AP)」、「アジア太平洋GIS基盤常置委員会(PCGIAP)」等の国連が主導する国際的な地理空間情報活用の活動を積極的に推進していく。	国土交通省	UNCE-GGIM、UNRCC-AP、PCGIAPに政府代表として積極的に参加し、測量や地図など地理空間情報に関する技術的・政策的な協議を行い、我が国の知見を生かして国際協働・協調を図る。	国連主催の会議等に積極的に参加し、各国の国家測量地図作成機関から情報を収集する。地理空間情報に関するレポートを国内関係機関と調整した上で適宜作成し、会議を主催する組織へ提出する。						
123	44	4. (6)		地球地図プロジェクトの推進	我が国を中心とする各国との国際協働により、地球陸域全体の数値地図データセットを整備する「地球地図プロジェクト」の推進を図る。	国土交通省	平成24年度までに地球地図第2版、平成29年度までに地球地図第3版を整備する。	平成24年度までに地球地図第2版を整備する。また、地球地図第3版の整備のための技術開発を行う。			○			○
124	新規	4. (6)		GEOSS構築のための取組の推進	「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」に基づき、各国が衛星、海洋、地上観測から得られた地球観測データや地理空間情報、それらのデータを活用した予測結果等を共有し、気候変動、災害、生物多様性など地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する全球地球観測システム(GEOSS)を国際協力により構築する。	文部科学省	「全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」に基づき、2015年にGEOSSを構築するための国際的活動に関係省庁とともに積極的に参加する。	・GEOSSのデータ共有部(データコア)に、我が国の関係機関が観測したデータ等を登録することにより、GEOSSの推進に継続的に貢献する。 ・「地球観測に関する政府間会合(GEO)」におけるGEOSS構築に向けた議論に積極的に参加する。					○	
125	41(1)	4. (6) 1. (2)② 1. (2)③	□	国際規格策定作業への貢献	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ積極的に参加する。	経済産業省	・位置・空間情報に関するWebなどの情報処理における識別子であるPI(Place Identifier)の標準化を図る。 ・屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化を図る。	・PIを国際標準化する。 ・屋内空間の3次元空間モデルに関する国際標準化に向けた調査・調整を行う。						
99	41(2)	4. (2)① 4. (6)	■	地理情報標準整備のための国際規格策定作業への参画	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ参画する。	国土交通省	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る規格策定等の国際的なルールづくりへ参画する。	国際標準化機構(ISO)における地理空間情報に係る国際規格の策定作業に参画する。						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
16	37、45、61、64	1. (1)① 3. (1) 4. (6) 5. (2)①	■	地質情報の整備	防災(地震、火山、津波)や国土の有効利用(資源、地下利用)、環境保全(土壌、地下水)に資する為、国土およびその周辺海域の基本的な地質情報整備の推進を図る。全球デジタル地質図の作成等国際的取組に参画し、アジア地域における地質情報整備の推進に貢献する。	経済産業省	各種地質図(5万分の1地質図幅や火山地質図、地熱ポテンシャルマップ、海洋地質図等)ならびに既存の複数の地質関連データベース(活断層、火山、地質文献等)について電子化およびデータ標準化を進め、複数データの重ね合わせや関連性の検討が可能なGIS統合ポータルより発信する。達成期間5年間。	人口密集地やインフラ整備地域などの重要地域である沿岸地域や、東日本大震災による復興・復旧作業の基礎資料としての地質情報整備を目的に地形、地質、地震・津波等の地質災害履歴に関するデータ仕様の検討を行い、統合データベースを試作する。OneGeology(全地球地質図ポータル)、地球地図委員会(CGMM)等国際プロジェクトと連携して、アジア地域の地質情報整備を実施する。	○			○	○	○
126	185	4. (6) 1. (1)② 4. (4)	□	VLBI観測の推進	我が国の位置情報基盤を安定かつ高精度に維持し、複数プレートの重なり合う日本周辺地域の地殻変動監視、基準点網の構築、地球姿勢の観測等を実施する。	国土交通省	国際VLBI事業(IVS)の観測計画に基づき、各観測局においてVLBI観測を実施する。	各観測局において定期的にVLBI観測を実施する。						
127	46	4. (6)		「センチネルアジア」プロジェクトの推進等による衛星データの提供	Web-GISを用いて地図データ等との重ね合わせによる付加価値のついた地球観測衛星画像等をインターネットを通じて提供し、アジア地域の国々で災害関連情報を共有する我が国主導の「センチネル・アジア」の推進等を通じ、我が国の陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)などの地球観測衛星の観測データを、開発途上国を中心とした諸外国の関係機関に提供する。また、必要に応じ国際災害チャータへの観測支援要請を行う。	文部科学省	センチネルアジアの最終段階であるStep3(統一的な「アジア太平洋災害管理支援システム」の確立)のコンセプトを検討し平成25年よりStep3へ移行する。以降、緊急観測対応から減災・事前準備フェーズ、復旧・復興フェーズへの発展、地球観測衛星・通信衛星・測位衛星といった様々な衛星の利用などのコンセプトにより順次活動を拡充していく。ALOS-2、ALOS-3等の観測データ、「だいち」のアーカイブデータ等を提供する。	従来の活動を継続して実施するとともに、センチネルアジアの最終段階であるStep3への移行(平成25年予定)に向けた準備を進める。		○	○			



整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)									
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画				
<b>5. 震災復興・災害に強く持続可能な国土づくりに関する施策</b>																		
<b>(1)東日本大震災からの復興のための基盤の整備、地理空間情報の活用</b>																		
128	新規	5. (1)		災害復興計画基図の更新	東北地方太平洋沿岸の津波被災地域を対象に、災害復旧・復興事業を実施する国、地方公共団体等が共通に使用できる空中写真及び地図として整備した災害復興計画基図を更新・提供する。	国土交通省	災害復興計画基図を現況に即したものに更新し、関係機関、現地自治体に提供する。	災害復興計画基図を現況に即したものに更新し、関係機関、現地自治体に提供する。										
129	新規	5. (1) 5. (2)①	□	高精度標高データ整備	大規模地震による津波災害が懸念される地域において、高精度標高データの整備を行う。	国土交通省	大規模地震による津波災害が懸念される地域において、平成24年度中に高精度標高データを整備する。	北海道・青森及び関東から西日本の太平洋沿岸を対象に高精度標高データの整備を行う。					○					
130	新規	5. (1)		被災地域の農作物等復興状況の把握	東日本大震災に伴う被災地域について、衛星画像を活用して作物別の作付状況を効率的に把握する。	農林水産省	被災地域における作付の状況を衛星画像を活用して効率的に把握し、市町村別統計の作成に寄与する。(達成期間:2年)	被災地域の作付の状況を衛星画像を活用して効率的に把握する。										
78	77	3. (4) 5. (2)① 1. (1)① 5. (1)	■	統計GISの拡充	政府統計の一元的な提供を行う「政府統計の総合窓口」(e-Stat)上の「地図で見る統計(統計GIS)」を継続的に運用し、各府省が保有する地域統計及び境域情報の整備を行い、「地図で見る統計」(統計GIS)により提供する。	総務省 関係府省	継続的に実施する。	システムの運用を継続的に実施し、新たに平成22年国勢調査の小地域及び世界農林業センサス並びに人口動態調査、平成21年経済センサス-基礎調査の統計情報を提供予定。										
21	60	1. (1)① 5. (1)	■	国土数値情報の整備・更新・ダウンロードサービス	土地利用、地価等の国土数値情報を整備し、適時に更新するとともに、データをインターネットで提供する。	国土交通省	国土政策上の必要性に応じ、情報を整備・更新する。	国土数値情報を整備・更新するとともにデータをインターネットで提供する。										
131	新規	5. (1)		東日本大震災の被災地における地籍調査の推進	被災地で地籍調査を実施中の地域において、地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援する。	国土交通省	地籍調査実施中であつた被災地において、測量成果の補正等の実施を支援する。	地籍調査実施中であつた被災地において、測量成果の補正等の実施を支援する。					○					
132	新規	5. (1)		官民境界基本調査の実施	被災地で、市町村等による地籍調査の前段として、官民境界の調査を国が実施して、市町村等の負担を軽減し、地籍調査を一層促進することにより、復興事業や地籍調査の迅速化に貢献する。	国土交通省	地域の骨格となる官民境界の調査を国直轄で実施することにより、被災地の早期復興や地籍調査の迅速化に貢献する。	地域の骨格となる官民境界の調査を国直轄で実施することにより、被災地の早期復興や地籍調査の迅速化に貢献する。					○					
133	新規	5. (1)		登記所備付地図の修正	震災復興に役立つため、登記所備付地図について、国土地理院が公表した座標補正パラメータによる筆界点座標値等を修正する。当該修正によっても登記所備付地図の精度が回復しない地域については、街区の単位で土地の移動量を測定する方法及び一筆ごとの土地の境界の復元をする方法により登記所備付地図を修正する。	法務省	平成24年度中に、国土地理院が公表した座標補正パラメータにより1都20県の登記所備付地図の筆界点座標値等を修正する。当該修正によっても登記所備付地図の精度が回復しない地域については、平成23年度に実施した被災状況実態調査の結果を踏まえ、平成24年度から平成26年度までのおおむね3年間で約90km <sup>2</sup> 程度の登記所備付地図を修正する予定である。	座標補正パラメータにより登記所備付地図の筆界点座標値等を修正するとともに、被災状況実態調査の結果を踏まえ、登記所備付地図の修正を要する地域について、順次、修正作業を実施している。					○					
89	新規	4. (1) 5. (1) 5. (2)②	■	地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討	各主体によって整備される様々な地理空間情報を、利用者が容易に検索し、入手・利用できる環境の整備に向けて検討を行う。また、地理空間情報の二次利用に関する考え方を整理し、情報の提供、利用、共有等に関する具体的なルールの内実について検討する。	推進会議	我が国における地理空間情報の共有・提供を行う情報センターの構築を目指す。	地理空間情報産学官連携協議会の枠組みにおいて、地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境(G空間情報センター(仮称))の整備に向けた検討を開始する。										

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)									
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画				
<b>(2) 今後の災害に備えた防災・減災に役立つ地理空間情報の整備・流通・活用</b>																		
<b>① 災害に強く持続可能な国土のための情報の整備</b>																		
28	150	1. (1)② 2. (3) 5. (2)① 5. (2)②	■	GNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握	全国の電子基準点において、従来のGPSに加えて準天頂衛星やグロナスなど新たな衛星測位システム(GNSS)の連続観測を行い、これらの観測データを提供して公共測量などの各種測量の効率的な実施や、地理空間情報サービス産業の発展に寄与する。また観測データをリアルタイムで解析するシステムを構築して全国の地殻変動の即時把握を行い、津波の高さの予測への貢献や、地震による沿岸域の地盤沈下情報の提供など、国民の安心・安全に寄与する。さらに国際GNSS事業に参加し、観測データの解析に必要な精密暦(衛星の位置情報)の作成に寄与する。	国土交通省	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した中央局解析系をH28年までに構築し、地殻変動の監視を強化する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した、GNSSに対応した中央局解析系をH28年までに構築して、地殻変動を即時に把握する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	○		○	○	○	○				
134	135	5. (2)① 4. (4)	□	海底地殻変動観測技術の高度化	衛星測位技術を用いた海底地殻変動観測システムの開発を実施する。	文部科学省	平成25年度までに海底GPSを用いた海底地殻変動観測技術の高度化を図る。	音響自動解析システム及び同時測距システムについて実海域試験を行う。自航式パイと係留観測を併用し自立観測に関する課題を洗い出す。H23補正予算で構築した観測点について曳航パイと自航式パイを用いた集中観測を実施する。						○				
135	134	5. (2)① 4. (4) 1. (1)①	□	活断層調査の総合的推進	活断層調査の一環として、詳細地殻変動分布等の解明のための衛星測位技術を用いた調査観測を実施する。	文部科学省	活断層等の評価の高度化に資する。特に、平成24年度までに上町断層帯、平成25年度までに警固断層帯、平成26年度までに立川断層帯の評価の高度化に資する。	SAR解析による広域地殻変動調査、活断層帯周辺に設置されたGPSを用いた観測研究を行う。		○								
136	136	5. (2)① 4. (4)	□	ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究	ひずみ集中帯での地震発生メカニズム解明の一環として、衛星測位技術を用いた精密なひずみの観測を実施する。	文部科学省	平成24年度までに東北日本海側の「ひずみ集中帯」の地殻変動分布を明らかにする。	新潟県上越市などに設置した49か所の観測点において2か月(一部は6か月)程度のGPS観測を実施し、解析結果に基づいて変形過程のモデルを改良する。						○				
16	37、45、61、64	1. (1)① 3. (1) 4. (6) 5. (2)①	■	地質情報の整備	防災(地震、火山、津波)や国土の有効利用(資源、地下利用)、環境保全(土壌、地下水)に資する為、国土およびその周辺海域の基本的な地質情報整備の推進を図る。全球デジタル地質図の作成等国際的取組に参画し、アジア地域における地質情報整備の推進に貢献する。	経済産業省	各種地質図(5万分の1地質図幅や火山地質図、地熱ポテンシャルマップ、海洋地質図等)ならびに既存の複数の地質関連データベース(活断層、火山、地質文献等)について電子化およびデータ標準化を進め、複数データの重ね合わせや関連性の検討が可能なGIS統合ポータルより発信する。達成期間5年間。	人口密集地やインフラ整備地域などの重要地域である沿岸地域や、東日本大震災による復興・復旧作業の基礎資料としての地質情報整備を目的に地形、地質、地震・津波等の地質災害履歴に関するデータ仕様の検討を行い、統合データベースを試作する。OneGeology(全地球地質図ポータル)、地球地図委員会(CGMW)等国際プロジェクトと連携して、アジア地域の地質情報整備を実施する。	○			○	○	○				
137	59	5. (2)① 1. (1)①	□	防災・減災に役立つ主題図データの整備・提供	防災・減災に関する各種の主題図データ(地形分類、火山防災地形分類、全国活断層帯情報等)の整備・提供を行う。	国土交通省	整備・提供する主題図データの整備範囲を増加させる。	土地条件調査による中部圏を対象にした都市域の改変地形情報の更新、全国活断層帯情報整備等の各種主題図データの整備を行う。										
138	183	5. (2)① 1. (1)① 4. (4)	□	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究	樹高や植生の疎密度など新たな土地被覆分類手法を構築し、土地被覆が土地の脆弱性に与える影響を評価する手法を提示してマニュアル化する。	国土交通省	平成25年度までに土地被覆分類手法を構築するとともに、評価手法の提示及びマニュアル化を行う。	土地被覆分類の試行と現地調査の比較検証から、土地の脆弱性の把握に資する土地被覆分類手法を構築する。										

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
129	新規	5.(1) 5.(2)①	■	高精度標高データ整備	大規模地震による津波災害が懸念される地域において、高精度標高データの整備を行う。	国土交通省	大規模地震による津波災害が懸念される地域において、平成24年度中に高精度標高データを整備する。	北海道・青森及び関東から西日本の太平洋沿岸を対象に高精度標高データの整備を行う。					○	
139	167	5.(2)①		防災関連情報基盤の構築によるハザードマップ普及促進	地震ハザードマップの作成率向上に向けた、地震被害想定データの統一化および地震被害想定ポータルサイトの構築を実施することにより、地方公共団体によるハザードマップの作成および住民周知を促進する。	内閣府	地震被害想定データの素案を基に、統一的なフォーマットでハザードマップを作成できるようにするための環境整備を実施することにより、より分かりやすいハザードマップの普及を促進し、国民に「備え」の行動を促進させる。	社会還元加速プロジェクトタスクフォースによる実証実験等により、共通データ形式によるマップ作成に関する検証等を行う。						
140	153	5.(2)① 5.(2)② 4.(4)	□	防災見える化の推進	災害リスク情報等の二次利用可能な地理空間データとしての流通・利活用推進のために、「災害リスク情報等の見える化」として災害リスク情報の所在を明らかにする仕組みや、データ仕様の明確化・共通化等について検討する。また、「ロジスティクスの見える化」として、災害時の応急対応時の物質の輸送量や、輸送状況を把握するの仕組みについて検討する。	内閣府	平成24年度に、「災害リスク情報等の見える化」のこれまでの取組成果についての検証を行うとともに、「ロジスティクスの見える化」の仕組みの検討と実証実験を行う。	平成24年度に、「災害リスク情報等の見える化」のこれまでの取組成果についての検証を行うとともに、「ロジスティクスの見える化」の仕組みを検討と実証実験を行う。なお、実験については、社会還元加速プロジェクトタスクフォースと連携して実施する。	○					
141	新規	5.(2)① 4.(1)	□	社会防災システム研究領域	国・地域・個人々の防災力向上を図るため、各機関に散在した各種災害情報を集約し、GISを活用したハザード・リスクマップなど災害リスク情報の作成・統合・利活用を行うシステムを構築する。	文部科学省	平成27年度までに、平時の備えから、災害時の対応までシームレスに運用可能な、災害リスク情報の作成・統合・利活用を行うシステムを構築する。	東日本大震災対応として、被災地の災害対応等に役立つ信頼できる情報を集約・作成発信するプラットフォーム(ALL311)の運営を継続するとともに、平時の備えから、災害時の対応までシームレスに運用可能な、災害リスク情報の作成・統合・利活用を行うシステムの開発を実施する。また、地震災害に関しては、地震・津波ハザード評価手法の高度化を実施するとともに、J-SHISのポータルサイト機能を充実させる。		○			○	
98	104	4.(1) 5.(2)①	■	電子国土Webシステムの機能改良と背景地図の安定的な提供	電子国土基本図を背景にした様々な地理空間情報をウェブブラウザ上で重ね合わせて利用が可能な電子国土Webシステムについて、サービスを引き続き提供するとともに、機能の改良・拡張など利用環境向上のための取り組みを実施する。	国土交通省	引き続き電子国土Webシステムのサービスを提供するとともに、利用環境向上のための取り組みを実施する。	様々なニーズに対応した背景地図の配信や、標高情報の表示ができるよう、機能の改良をはかる。また、システムの安定的な運用のため、背景地図提供サーバのホスティングを実施する。						
142	新規	5.(2)①		災害への対応力を高める防災関連事業等と連携した地籍調査の推進	土地の有効利用の基盤となる地籍調査の推進を図り、被災後の迅速な復旧・復興や被害の軽減を図る。	国土交通省	災害への対応力を高める防災関連事業等と連携する地籍調査を実施する市町村等を支援する。	災害への対応力を高める防災関連事業等と連携する地籍調査を実施する市町村等を支援する。						
143	新規	5.(2)①		災害への対応力を高める防災関連事業等と連携した都市部官民境界基本調査の実施	被災地で、市町村等による地籍調査の前段として、官民境界の調査を国が実施して、市町村等の負担を軽減し、地籍調査を一層促進することにより、被災後の迅速な復旧・復興や被害の軽減を図る。	国土交通省	災害への対応力を高める防災関連事業等と連携する都市部官民境界基本調査を国直轄で実施する。	災害への対応力を高める防災関連事業等と連携する都市部官民境界基本調査を国直轄で実施する。						
78	77	3.(4) 5.(2)① 1.(1)① 5.(1)	■	統計GISの拡充	政府統計の一元的な提供を行う「政府統計の総合窓口」(e-Stat)上の「地図で見る統計(統計GIS)」を継続的に運用し、各府省が保有する地域統計及び境域情報の整備を行い、「地図で見る統計(統計GIS)」により提供する。	総務省 関係府省	継続的に実施する。	システムの運用を継続的に実施し、新たに平成22年国勢調査の小地域及び世界農林業センサス並びに人口動態調査、平成21年経済センサス-基礎調査の統計情報を提供予定。						

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)					
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画
<b>②災害時における確実な活用のためのシステムの整備</b>														
144	32	5.(2)②		総合防災情報システムの整備と運用	災害リスク情報やライフライン被災情報など、大規模自然災害に対応するにあたり把握すべき情報について、国、地方公共団体等の防災関係機関間の情報共有を図るため、利用の拡大を推進する。	内閣府	平成26年度を目途に情報共有システムの本格稼働及びインターネット上での情報提供を行う。	平成24年度に、地方公共団体(都道府県)を対象にしたシステム活用に関するの実証実験を行う。	○					
145	196	5.(2)②		GPS波浪計による波浪・津波観測の高精度化	GPS波浪計による波浪及び津波観測システムについて、さらに準天頂衛星の測位情報も活用して、より高精度で安定した観測を可能とする改良の検討。	国土交通省	これまでの検討により明らかになった課題に対しコスト縮減や観測精度の向上について詳細な検討を行い、民間による実験データ等を積極的に活用し既存GPS波浪計の改良について検討する。	民間による実験についての情報収集及び改良の検討						
146	新規	5.(2)② 1.(1)①	□	測量航空機による機動撮影	迅速な災害状況の把握など、測量用航空機の運用を機動的に行うとともに、SARIにより活動が活発な火山の火口地形及び風水害時の湛水域の観測等を実施する。平時においても国土の保全・管理等に重要な離島等の現況把握を行う。	国土交通省	測量用航空機の運航を機動的に行い、災害発生直後の被災状況の把握・提供を迅速に行い、災害発生時における緊急対応の実施、災害に備えた国土の保全等に資する。	迅速な災害対応、的確な情報伝達の仕組み構築に資する災害訓練等を踏まえた撮影など、測量用航空機の運航を機動的に行い、災害時の緊急撮影やSARIによる火口地形、湛水域の観測を行うとともに、平時においても国土の保全・管理等に重要な離島等の現況把握を行うため、空中写真等の撮影を実施する。						○
5	17	1.(1)① 4.(4) 5.(2)②	■	地球観測衛星の継続的開発、利用実証等	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)のレーザ観測機能を向上したALOS-2や、光学観測機能を向上したALOS-3、全球の土地被覆分類等を高頻度で観測する気候変動観測衛星(GCOM-C)の研究開発・打上げ・運用、及び、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を進める。また、基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省や機関と連携しながら、衛星観測データの利用実証を行う。	文部科学省	ALOS-2、ALOS-3、GCOM-Cの研究開発・打上げ・運用及び画像処理技術に関する研究開発を行い、リモートセンシング技術の高度化を図る。ALOS-2については平成25年度に打ち上げる。GCOM-Cについては平成28年度に打ち上げる。また、打ち上げた衛星の観測データを用いて利用実証を行い、基盤地図情報の整備・提供等に貢献する。	ALOS-2のフライトモデルの製造・試験を行うとともに、ALOS-3の研究を継続し、開発に向けた準備を行う。また、GCOM-Cのエンジニアリングモデル及びフライトモデルの製造・試験を行う。その他、画像処理技術の高度化に向けた研究開発を行う。		○	○		○	○
147	128	5.(2)②		大規模災害時における政府の危機管理体制の強化	ヘリコプターや広域緊急援助隊の位置の把握に衛星測位を利用する。	警察庁	衛星測位を利用したヘリコプターテレビシステム等を継続して活用する。	衛星測位を利用したヘリコプターテレビシステム等を継続して活用する。						
140	153	5.(2)① 5.(2)② 4.(4)	■	防災見える化の推進	災害リスク情報等の二次利用可能な地理空間データとしての流通・利活用推進のために、「災害リスク情報等の見える化」として災害リスク情報の所在を明らかにする仕組みや、データ仕様の明確化・共通化等について検討する。また、「ロジスティクスの見える化」として、災害時の応急対応時の物質の輸送量や、輸送状況を把握するの仕組みについて検討する。	内閣府	平成24年度に、「災害リスク情報等の見える化」のこれまでの取組成果についての実証実験を行うとともに、「ロジスティクスの見える化」の仕組みの検討と実証実験を行う。	平成24年度に、「災害リスク情報等の見える化」のこれまでの取組成果についての実証実験を行うとともに、「ロジスティクスの見える化」の仕組みを検討と実証実験を行う。なお、実験については、社会還元加速プロジェクトタスクフォースと連携して実施する。	○					
148	新規	5.(2)② 4.(4)	□	災害救援航空機に関する情報共有・運航管理技術の研究開発	災害時において、救援航空機と対策本部等との間で、地理空間情報を活用して、災害任務発生状況や各機体の運航状況等の情報を共有化し、より迅速かつ安全な救援活動を実現するための最適運航管理システムの研究開発を進める。	文部科学省	防災関連機関との連携のもと、平成26年度までにシステムの試作開発と有効性の飛行実証を実施して技術を確立し、アビオニクス(航空機搭載電子機器)メーカー等への技術移転を行う。	最適運航管理システムの設計、試作開発を行う。		○			○	○

整理番号	前G空間行動プランの整理番号	基本計画該当箇所	再掲 □:主 ■:副	施策名	施策概要	担当府省	(具体的な)目標と達成期間	平成24年度の実施内容	各種計画との連携(注)						
									①IT戦略	②新成長戦略	③宇宙基本計画	④海洋基本計画	⑤復興基本方針	⑥科学技術基本計画	
149	新規	5. (2)②		津波予測支援システムの構築	津波の予測に必要な地震の規模や震源断層モデルを地殻変動から即時・自動で推定し、防災関係機関に提供するシステムを開発・構築する。	国土交通省	GNSS連続観測システムによりリアルタイムで得られる位置の変化から地殻変動の有無を検出し、地震の規模や震源断層モデルを即時・自動で推定して気象庁等防災関係機関に提供するシステムを、平成25年度までに構築する。	平成24年度中に、一連の工程を行うことができるプロトタイプを開発する。						○	○
28	150	1. (1)② 2. (3) 5. (2)① 5. (2)②	■	GNSS連続観測システム(電子基準点)の構築・運用と地殻変動の即時把握	全国の電子基準点において、従来のGPSに加えて準天頂衛星やグロナスなど新たな衛星測位システム(GNSS)の連続観測を行い、これらの観測データを提供して公共測量などの各種測量の効率的な実施や、地理空間情報サービス産業の発展に寄与する。また観測データをリアルタイムで解析するシステムを構築して全国の地殻変動の即時把握を行い、津波の高さの予測への貢献や、地震による沿岸域の地盤沈下情報の提供など、国民の安心・安全に寄与する。さらに国際GNSS事業に参加し、観測データの解析に必要な精密暦(衛星の位置情報)の作成に寄与する。	国土交通省	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した中央局解析系をH28年までに構築し、地殻変動の監視を強化する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	準天頂衛星を含むGNSSに対応した中央局データ収集・配信系を構築し、H25年度にはすべての電子基準点についてGNSS観測データを提供する。また、リアルタイム解析機能を強化した、GNSSに対応した中央局解析系をH28年までに構築して、地殻変動を即時に把握する。さらに、国際GNSS事業へ参加し、衛星軌道局に登録されている観測局を安定的に運用する。	○		○	○	○	○	
90	新規	4. (1) 5. (2)②	■	地理空間情報ライブラリーの運用	国・地方公共団体が整備した測量成果等の地理空間情報を総合的に検索・入手・利用を可能とサービスを提供する。また、そのサービスの一部として政府の様々な機関の整備した地理空間情報のカタログ情報を検索できるクリアリングハウスポータルを運用する。	国土交通省	インターネットを通じて、様々な目的で活用できる地理空間情報の流通を促進し、共用を進める。	平成24年度中に地理空間情報ライブラリーを整備・運用を開始する。							
89	新規	4. (1) 5. (1) 5. (2)②	■	地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境の整備に向けた検討	各主体によって整備される様々な地理空間情報を、利用者が容易に検索し、入手・利用できる環境の整備に向けて検討を行う。また、地理空間情報の二次利用に関する考え方を整理し、情報の提供、利用、共有等に関する具体的なルールの在り方について検討する。	推進会議	我が国における地理空間情報の共有・提供を行う情報センターの構築を目指す。	地理空間情報産学官連携協議会の枠組みにおいて、地理空間情報の共有と相互利用を推進するために必要な環境(G空間情報センター(仮称))の整備に向けた検討を開始する。							

(注) 「各種計画との連携」の項目中、

- ①「IT戦略」とは、「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)」を、
- ②「新成長戦略」とは、「新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)」を、
- ③「宇宙基本計画」とは、「宇宙基本計画(平成21年6月2日宇宙開発戦略本部決定)」を、
- ④「海洋基本計画」とは、「海洋基本計画(平成20年3月18日閣議決定)」を、
- ⑤「復興基本方針」とは、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年8月11日東日本大震災復興対策本部改定)」を、
- ⑥「科学技術基本計画」とは、「第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)」を指す。

本計画は、平成24年8月末時点の施策をとりまとめたものである。